

(2) その他関係資料

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	20
12	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	21.22
13	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	23
14	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	24
15	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	25
16	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	26
17	就学援助利用者数、金額及び交付税算入額(5年間)	学校教育課	27
18	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	28
19	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	29.30
20	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	31
21	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	32
22	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	33
23	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	34
24	文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況(3年間)	文化スポーツ推進課	35.36
25	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	37
26	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	38
27	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	39
28	成人病検診、がん検診実施状況(5年間)	健康増進課	40
29	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	41
30	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	42
31	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	43-46
32	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	47
33	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	48
34	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	49
35	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	50
36	児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	子育て支援課	51-132
37	スマイルキッズの利用状況(4年間)	子育て支援課	133
38	環境調査センターの調査実績(3年間)	環境課	134

No	項目名	課名	ページ
39	制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	135
40	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	136.137
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	138
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	139-141
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	142
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	143
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	144
46	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	145
47	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	146
48	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	147
49	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	148
50	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	149
51	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	150
52	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	151
53	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	152
54	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	153
55	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	154
56	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	155
57	有害鳥獣捕獲実績(5年間)	農林水産課	156
58	有害鳥獣防護柵補助件数、補助金額(5年間)	農林水産課	157
59	令和4年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	158
60	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	159
61	借地に建てられている公共施設の名称及び当該公共施設が借地権の権限を有することを証する契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、市民活動推進課	160-186

令和2年度
決算状況

令和2年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型		Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	2 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
					市 町 村 名		山陽小野田市			
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造					
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	平 成 27 年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
	平 成 22 年	64,550	18,881		平成22年国勢調査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%	
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0							
住民 基本 台帳	R3.3.31	61,180		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況			
R2.3.31	62,059									
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,795,366	財政健全化等 旧 産 炭			
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		14,815,337	不 交 付 過 疎			
区 分		令和2年度 (千円)	令和元年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,300,829	低 開 発 山 振			
				財政力指数 (合 算)	30年度	0.616	旧 新 産 旧 工 特			
1 歳 入 総 額	36,132,030	31,104,857	元年度		0.619	共同処理の対象事務				
2 歳 出 総 額	35,510,953	30,412,086	2年度		0.594	後期高齢者医療 常 備 消 防				
3 歳入歳出差引額	621,077	692,771	3ヶ年平均		0.610	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害 割				
4 翌年度繰越財源		168,483	261,802	実 質 収 支 比 率		2.5	交通災害共済 自治会館管理			
5 実 質 収 支		452,594	430,969	公 債 費 負 担 比 率		14.4	公平委員会			
6 単 年 度 収 支		21,625	△ 705,858	積 立 金 現 在 高		8,500,427	健全化判断比率 (%)			
7 積 立 金		281,212	791,010	地 方 債 現 在 高		40,362,964	実質赤字比率		－	
8 繰 上 償 還 金		0	0	債 務 負 担 行 為 額		3,227,049	連結実質赤字比率		－	
9 積立金取崩額		350,000	400,000				実質公債費比率		7.9	
10 実質単年度収支		△ 47,163	△ 314,848				将来負担比率		58.6	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)		
区 分		改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
(R2.4.1現在)				病 院	有	△ 41,467	403,359	304		
				上 水 道 (簡水含む)	有	162,323	23,698	58		
市 長		H17.3.22	909,000	工業用水道	有	72,884	264	7		
副 市 長		H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,115,874	18		
教 育 長		H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	57,937	0		
議 長		H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	21,911	0	0		
副 議 長		H17.3.22	402,000	国 民 健 康 院 保	無	176,655	575,164	15		
議 員		H17.3.22	370,000	介 護 保 険 院 (保険勘定)	無	211,514	901,548	33		
				後期高齢者 医 療	無	783	267,241	4		
				地 方 卸 売 場 市	無	0	6,950	0		
				小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,182,153	0	5		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－2							
歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	κ の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	9,771,859	27.1	9,223,973	53.9	人	件 費	4,176,703	11.7	3,837,682	3,826,690	21.1	
地 方 譲 与 税	187,114	0.5	187,114	1.1		う ち 職 員 給	2,966,979	8.4	2,966,979	2,718,342	15.0	
利 子 割 交 付 金	13,152	0.0	13,152	0.1	扶	助 費	6,171,310	17.4	1,722,037	1,722,037	9.5	
配 当 割 交 付 金	28,646	0.1	28,646	0.2		公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	3,065,426	16.9	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	32,413	0.1	32,413	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,156,231	8.9	3,065,195	3,065,195	16.9	
地 方 消 費 税 金	1,279,562	3.5	1,279,562	7.5		一 時 借 入 金 利 子	231	0.0	231	231	0.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 金	61,907	0.2	61,907	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(13,504,475)	(38.0)	(8,625,145)	(8,614,153)	(47.6)	
環 境 性 能 割 金	15,684	0.0	15,684	0.1	物 件 費		3,275,967	9.2	2,389,031	2,112,735	11.7	
交 付 税	94,896	0.3	94,896	0.5	維 持 補 修 費		200,134	0.6	139,269	139,216	0.8	
法 人 事 業 税 金	94,896	0.3	94,896	0.5	補 助 費 等		12,281,186	34.6	5,831,865	4,309,236	23.8	
地 方 特 例 交 付 金	65,744	0.2	65,744	0.4	積 立 金		532,952	1.5	365,474			
地 方 交 付 税	6,697,496	18.5	6,081,236	35.6	投 資 及 び 出 資 金		394,449	1.1	394,449	0	0.0	
内 訳	普 通 交 付 税	6,081,236	16.8	6,081,236	35.6	貸 付 金		165,328	0.5	0	0	0.0
	特 別 交 付 税	616,260	1.7			繰 出 金		2,746,807	7.7	2,252,192	2,127,577	11.8
交 通 安 全 対 策 金	5,477	0.0	5,477	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0			
分 担 金 及 び 金 担	158,366	0.4	0	0.0	小 計		33,101,298	93.2	19,997,425	17,302,917	95.6	
使 用 料	286,131	0.8	7,846	0.0	投 資 的 経 費		2,409,655	6.8	610,916	経常収支比率 (%) 95.6 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 101.2		
手 数 料	133,183	0.4	0	0.0	う ち 人 件 費		65,988	0.2	65,988			
国 庫 支 出 金	10,974,248	30.4			普 通 建 設 事 業 費		2,401,526	6.8	610,662			
県 支 出 金	1,781,298	4.9			内 訳	補 助 事 業	430,533	1.2	27,112	歳入一般財源 (千円) 経 常 17,097,681 合 計 21,229,418		
財 産 収 入	24,125	0.1	0	0.0		単 独 事 業	1,845,299	5.2	565,373			
寄 附 金	170,189	0.5				県 営 事 業 負 担 金 等	125,694	0.4	18,177			
繰 入 金	481,179	1.3				災 害 復 旧 事 業 費		8,129	0.0	254	歳入一般財源 (千円) 経 常 17,302,917 合 計 20,608,341	
繰 越 金	692,771	1.9			失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0			
諸 収 入	575,016	1.6	31	0.0	合 計		35,510,953	100.0	20,608,341			
地 方 債	2,601,574	7.2			徴 収 率 (%)							
合 計	36,132,030	100.0	17,097,681	100.0								
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		区 分		現年課税分	滞 納 繰越分	合 計		
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計			
議 会 費	229,782	0.6	229,782	3,500		市 民 税	99.5	36.8	98.4			
総 務 費	9,625,972	27.1	2,512,733	6.0%		固 定 資 産 税	96.4	19.6	95.3			
民 生 費	10,374,528	29.2	4,978,174	市民税法人均等割(円)		市 税 合 計	97.8	27.6	96.7			
衛 生 費	2,124,626	6.0	1,853,836	1号	50,000	市 税						
労 働 費	52,719	0.1	46,940	2号	120,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
農 林 水 産 業 費	449,356	1.3	294,439	3号	130,000							
商 工 費	1,402,860	4.0	1,207,007	4号	150,000	市 民 税 (個人分)	2,829,968	29.0	△ 1.1	2,819,368	0	
土 木 費	2,382,549	6.7	1,722,890	5号	160,000	市 民 税 (法人分)	792,400	8.1	△ 25.5	779,103	144,723	
消 防 費	978,294	2.8	970,606	6号	400,000	固 定 資 産 税	4,974,439	50.9	△ 3.6	5,089,333	0	
教 育 費	4,725,676	13.3	3,726,254	7号	410,000	軽自動車税	196,273	2.0	4.4	193,966	0	
災 害 復 旧 費	8,129	0.0	254	8号	1,750,000	市 た ば こ 税	426,009	4.4	△ 4.1	455,687		
公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	9号	3,000,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-			
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割		目 的 税	552,770	5.6	△ 0.3		0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	12.1%		入 湯 税	4,884	0.0	△ 38.3		0	
合 計	35,510,953	100.0	20,608,341	固 定 資 産 税		都 市 計 画 税	547,886	5.6	0.2			
				1.4%		合 計	9,771,859	100.0	△ 4.8	9,337,457	144,723	

令和3年度
決算状況

令和3年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型		Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	3 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
					市 町 村 名		山陽小野田市			
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造					
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	令 和 2 年	60,326	16,100	就業人口	令和2年国勢調査		812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%	
	平 成 27 年	62,671	17,748		平成27年国勢調査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
	増減率(%)		△ 3.7		△ 9.3					
住民 基本 台帳	R4.3.31	60,464		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況			
	R3.3.31	61,180								
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,447,365	財 政 健 全 化 等 旧 産 炭			
人口密度(人/km ²)		453		基 準 財 政 需 要 額		15,393,947	不 交 付 過 疎			
区 分		令和3年度 (千円)	令和2年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,957,499	低 開 発 山 振			
				財 政 力 指 数 (合 算)	元年度	0.619	旧 新 産 旧 工 特			
1 歳 入 総 額	33,409,252	36,132,030	2 年度		0.594	共同処理の対象事務				
2 歳 出 総 額	32,102,809	35,510,953	3 年度		0.549	後 期 高 齢 者 医 療 常 備 消 防				
3 歳入歳出差引額	1,306,443	621,077	3ヶ年平均		0.587	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害				
4 翌年度繰越財源		117,178	168,483	実 質 収 支 比 率		6.3	交 通 災 害 共 済 自 治 会 館 管 理			
5 実 質 収 支		1,189,265	452,594	公 債 費 負 担 比 率		15.3	公 平 委 員 会			
6 単 年 度 収 支		736,671	21,625	積 立 金 現 在 高		9,376,532	健 全 化 判 断 比 率 (%)			
7 積 立 金		200,829	281,212	地 方 債 現 在 高		40,152,234	実質赤字比率		－	
8 繰 上 償 還 金		0	0	債 務 負 担 行 為 額		6,246,743	連結実質赤字比率		－	
9 積立金取崩額		0	350,000				実質公債費比率		7.8	
10 実質単年度収支		937,500	△ 47,163				将来負担比率		54.1	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)		
区 分		改定実施 年 月 日	平均給料 報酬月額 (円)							
(R3.4.1現在)				病 院	有	297,124	413,082	323		
				上 水 道 (簡水含む)	有	169,462	28,037	58		
市 長		H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	79,393	516	6		
副 市 長		H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,166,917	18		
教 育 長		H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	24,235	0		
議 長		H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	24,672	0	0		
副 議 長		H17.3.22	402,000	国 民 健 康 院 保	無	170,808	562,603	15		
議 員		H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	291,097	889,804	33		
				後 期 高 齢 者 医 療	無	805	272,507	3		
				小 型 自 動 車 走 競	無	△ 1,054,023	0	6		

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 (%)
地 方 税		9,993,224	29.9	9,454,862	51.0	人 件 費		4,320,807	13.5	3,966,518	3,947,906	19.9
地 方 譲 与 税		180,735	0.5	180,735	1.0	う ち 職 員 給		3,003,308	9.4	2,702,394	2,744,112	13.9
利 子 割 交 付 金		10,763	0.0	10,763	0.1	扶 助 費		7,502,302	23.4	1,573,666	1,565,435	7.9
配 当 割 交 付 金		42,800	0.1	42,800	0.2	公 債 費		3,408,030	10.6	3,347,543	3,347,543	16.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		49,725	0.1	49,725	0.3	内 訳	元 利 償 還 金	3,408,022	10.6	3,347,535	3,347,535	16.9
地 方 消 費 税 金		1,390,049	4.2	1,390,049	7.5		一 時 借 入 金 利 子	8	0.0	8	8	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 金		69,523	0.2	69,523	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(15,231,139)	(47.5)	(8,887,727)	(8,860,884)	(44.8)
環 境 性 能 割 交 付 金		14,569	0.0	14,569	0.1	物 件 費		3,898,654	12.1	2,449,398	2,262,505	11.4
法 人 事 業 税 金		164,394	0.5	164,394	0.8	維 持 補 修 費		195,170	0.6	148,344	148,025	0.7
地方特例交付金		202,012	0.6	195,016	1.1	補 助 費 等		5,601,393	17.4	4,894,811	4,317,820	21.8
地 方 交 付 税		7,591,447	22.7	6,946,582	37.5	積 立 金		1,209,609	3.8	1,090,750		
内 訳	普 通 交 付 税	6,946,582	20.8	6,946,582	37.5	投 資 及 び 出 資 金		376,729	1.2	376,729	0	0.0
	特 別 交 付 税	644,865	1.9			貸 付 金		165,281	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 金		5,537	0.0	5,537	0.0	繰 出 金		2,724,489	8.5	2,237,121	2,120,551	10.7
分 担 金 担 及 び 金		162,689	0.5	0	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0		
使 用 料		292,155	0.9	8,629	0.0	小 計		29,402,464	91.6	20,084,880	17,709,785	89.5
手 数 料		137,363	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,700,345	8.4	533,783	経常収支比率 (%) 89.5 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 95.6	
国 庫 支 出 金		6,130,814	18.4			う ち 人 件 費		54,758	0.2	54,758		
県 支 出 金		1,902,667	5.7			普 通 建 設 事 業 費		2,691,174	8.5	533,439		
財 産 収 入		59,384	0.2	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	501,727	1.6	56,456		
寄 附 金		122,734	0.4				単 独 事 業	2,071,517	6.5	457,473		
繰 入 金		333,513	1.0				県 営 事 業 負 担 金 等	117,930	0.4	19,510		
繰 越 金		621,077	1.9			災 害 復 旧 事 業 費		9,171	0.0	344	歳入一般財源 (千円) 18,533,207 経 常 合 計 21,925,106	
諸 収 入		859,835	2.6	23	0.0	失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0		
地 方 債		3,072,243	9.2			合 計		32,102,809	100.0	20,618,663		
合 計		33,409,252	100.0	18,533,207	100.0			徴 収 率 (%)				
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分				経 常 合 計	
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源	
					3,500		市 民 税	99.6	40.0	98.7	(千円)	
議 会 費		223,285	0.7	223,285	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.8	77.8	98.8	経 常 17,709,785	
総 務 費		4,372,389	13.6	3,315,642	6.0%		市 税 合 計	99.7	68.7	98.7	合 計 20,618,663	
民 生 費		12,300,428	38.4	4,987,705	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費		2,640,492	8.2	1,926,560	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費		35,218	0.1	29,509	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費		419,561	1.3	241,611	3号	130,000	市 民 税 (個人分)	2,801,045	28.0	△ 1.0	2,663,321	0
商 工 費		776,302	2.4	202,894	4号	150,000	市 民 税 (法人分)	778,241	7.8	△ 1.8	465,300	168,348
土 木 費		2,253,553	7.0	1,676,606	5号	160,000	固定資産税	5,214,689	52.2	4.8	5,103,416	0
消 防 費		1,092,101	3.4	1,080,837	6号	400,000	軽自動車税	200,141	2.0	2.0	194,572	0
教 育 費		4,572,279	14.3	3,586,127	7号	410,000	市 た ば こ 税	455,396	4.6	6.9	456,968	
災 害 復 旧 費		9,171	0.0	344	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費		3,408,030	10.6	3,347,543	9号	3,000,000	目 的 税	543,712	5.4	△ 1.6		0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	5,350	0.1	9.5		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		都 市 計 画 税	538,362	5.4	△ 1.7		
合 計		32,102,809	100.0	20,618,663	固 定 資 産 税		合 計	9,993,224	100.0	2.3	8,883,577	168,348
					1.4%							

令和4年度
決算状況

都道府県名		山 口 県	コ ー ド 番 号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
			ふ り が な		さんようおのだし	4 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
			市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
			区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
			就業人口	令和2年国勢調査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
				平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
59,797			区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
60,464			基 準 財 政 収 入 額		8,758,688	財政健全化等	旧 産 炭
133.09			基 準 財 政 需 要 額		16,028,096	不 交 付 過	疎 疎
453			標 準 財 政 規 模		18,818,341	低 開 発 山	振 振
令和4年度 (千円)		令和3年度 (千円)	財政力指数 (合 算)	2年度	0.594	旧 新 産 旧 工 特	
32,678,427		33,409,252 <td>3年度</td> <td>0.549</td> <td colspan="2">共同処理の対象事務</td>		3年度	0.549	共同処理の対象事務	
31,789,972		32,102,809 <td>4年度</td> <td>0.546</td> <td>後期高齢者医療</td> <td>常 備 消 防</td>		4年度	0.546	後期高齢者医療	常 備 消 防
888,455		1,306,443 <td>3ヶ年平均</td> <td>0.563</td> <td>災 害 基 金</td> <td>非 常 勤 公 務 災 害</td>		3ヶ年平均	0.563	災 害 基 金	非 常 勤 公 務 災 害
241,882		117,178 <td colspan="2">実 質 収 支 比 率</td> <td>3.4</td> <td>交 通 災 害 共 済</td> <td>自 治 会 館 管 理</td>	実 質 収 支 比 率		3.4	交 通 災 害 共 済	自 治 会 館 管 理
646,573		1,189,265 <td colspan="2">公 債 費 負 担 比 率</td> <td>16.3</td> <td colspan="2">公 平 委 員 会</td>	公 債 費 負 担 比 率		16.3	公 平 委 員 会	
△ 542,692		736,671 <td colspan="2">積 立 金 現 在 高</td> <td>10,093,337</td> <td colspan="2">健全化判断比率 (%)</td>	積 立 金 現 在 高		10,093,337	健全化判断比率 (%)	
201,293		200,829 <td colspan="2">地 方 債 現 在 高</td> <td>38,089,102</td> <td>実質赤字比率</td> <td>－</td>	地 方 債 現 在 高		38,089,102	実質赤字比率	－
0		0 <td colspan="2">債 務 負 担 行 為 額</td> <td>7,302,502</td> <td>連結実質赤字比率</td> <td>－</td>	債 務 負 担 行 為 額		7,302,502	連結実質赤字比率	－
0		0 <td colspan="2"></td> <td></td> <td>実質公債費比率</td> <td>8.9</td>				実質公債費比率	8.9
△ 341,399		937,500 <td colspan="2"></td> <td></td> <td>将来負担比率</td> <td>43.7</td>				将来負担比率	43.7
別 職		平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計からの繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
改定実施 年 月 日	病 院						
	上 水 道 (簡水含む)		有	127,139	30,250	56	
	工 業 用 水 道		有	43,940	516	6	
	H17.3.22		740,000	下 水 道	有	0	1,217,324
H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	14,811	0	
H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	32,235	0	0	
H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険	無	96,838	558,978	14	
H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	275,318	901,623	33	
		後期高齢者療	無	1,291	282,851	3	
		小型自動車競	無	△ 922,082	0	6	

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	10,321,864	31.6	9,768,140	51.2	人 件 費	4,321,337	13.6	3,983,894	3,978,884	20.5	
地 方 譲 与 税	194,074	0.6	194,074	1.0		う ち 職 員 給	2,973,483	9.4	2,695,079	2,737,843	14.1
利 子 割 交 付 金	5,373	0.0	5,373	0.0	扶 助 費	6,646,743	20.9	1,754,698	1,751,784	9.0	
配 当 割 交 付 金	38,632	0.1	38,632	0.2	公 債 費	3,738,054	11.8	3,693,066	3,683,166	18.9	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,463	0.1	28,463	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,738,053	11.8	3,693,065	3,683,165	18.9
地 方 消 費 税 金	1,435,539	4.4	1,435,539	7.5		一 時 借 入 金 利 子	1	0.0	1	1	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 金	70,717	0.2	70,717	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(14,706,134)	(46.3)	(9,431,658)	(9,413,834)	(48.4)
環 境 性 能 割 交 付 金	17,817	0.1	17,817	0.1	物 件 費	4,261,547	13.4	2,707,178	2,597,930	13.4	
法 人 事 業 税 金	162,022	0.5	162,022	0.9	維 持 補 修 費	190,892	0.6	120,730	120,522	0.6	
地 方 特 例 交 付 金	66,003	0.2	66,003	0.3	補 助 費 等	6,113,609	19.2	5,298,005	4,382,859	22.5	
地 方 交 付 税	7,979,376	24.4	7,282,940	38.2	積 立 金	1,032,532	3.3	896,690			
内 訳	普 通 交 付 税	7,282,940	22.3	7,282,940	38.2	投 資 及 び 出 資 金	443,140	1.4	443,140	0	0.0
	特 別 交 付 税	696,436	2.1			貸 付 金	165,217	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 金	4,863	0.0	4,863	0.0	繰 出 金	2,742,094	8.6	2,253,502	2,135,479	11.0	
分 担 金 及 び 金 担 負	155,665	0.5	0	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0			
使 用 料	282,084	0.9	8,593	0.0	小 計	29,655,165	93.3	21,150,903	18,650,624	95.9	
手 数 料	137,434	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費	2,134,807	6.7	640,699	経常収支比率 (%) 95.9 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 97.7		
国 庫 支 出 金	5,668,865	17.3			う ち 人 件 費	39,776	0.1	39,776			
県 支 出 金	1,876,066	5.7			普 通 建 設 事 業 費	2,007,435	6.3	565,146			
財 産 収 入	39,914	0.1	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	767,809	2.4			150,360
	寄 附 金	140,084	0.4			単 独 事 業	1,092,055	3.4			396,796
繰 入 金	315,729	1.0			県 営 事 業 負 担 金 等	147,571	0.5	17,990			
繰 越 金	1,306,443	4.0			災 害 復 旧 事 業 費	127,372	0.4	75,553			
諸 収 入	865,240	2.7	33	0.0	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 19,083,209 合 計 22,680,057		
地 方 債	1,566,160	4.8			合 計	31,789,972	100.0	21,791,602			
合 計	32,678,427	100.0	19,083,209	100.0		徴 収 率 (%)			経 常	19,083,209	
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源 (千円) 18,650,624 合 計 21,791,602	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		市 民 税	99.6	28.0	98.8		
議 会 費	223,445	0.7	223,445	市民税個人所得割税率 6.0%		固 定 資 産 税	99.7	20.4	98.9	経 常	
総 務 費	4,060,607	12.8	3,180,122			市 税 合 計	99.7	24.1	98.9	合 計	
民 生 費	11,210,848	35.3	5,229,814	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費	2,666,503	8.4	2,069,464	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費	38,483	0.1	30,583	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費	457,054	1.4	232,019	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,834,895	27.5	1.2	2,758,765	0
商 工 費	999,621	3.2	429,971	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	846,039	8.2	8.7	527,475	185,640
土 木 費	2,364,486	7.4	1,823,802	5号	160,000	固 定 資 産 税	5,387,408	52.2	3.3	5,290,954	0
消 防 費	1,248,037	3.9	1,193,506	6号	400,000	軽 自 動 車 税	208,845	2.0	4.3	206,175	0
教 育 費	4,655,462	14.6	3,610,257	7号	410,000	市 た ば こ 税	485,301	4.7	6.6	463,443	
災 害 復 旧 費	127,372	0.4	75,553	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費	3,738,054	11.8	3,693,066	9号	3,000,000	目 的 税	559,376	5.4	2.9		0
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割 8.4%		入 湯 税	5,652	0.1	5.6		0
前年度繰上充用金	0	0.0	0			都 市 計 画 税	553,724	5.4	2.9		
合 計	31,789,972	100.0	21,791,602	固 定 資 産 税 1.4%		合 計	10,321,864	100.0	3.3	9,246,812	185,640

令和5年度
決算状況

都道府県名		山 口 県	コ ー ド 番 号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
			ふ り が な		さんようおのだし	5 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－2
			市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
			区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
			就業人口	令和2年国勢調査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
				平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
60,326		16,100					
62,671		17,748					
△ 3.7		△ 9.3					
59,125			区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
59,797							
133.09			基 準 財 政 収 入 額		9,051,644	財政健全化等	旧 産 炭
453			基 準 財 政 需 要 額		16,826,928	不 交 付 過	疎 疎
令和5年度		令和4年度	標 準 財 政 規 模		19,462,428	低 開 発 山 振	
(千円)		(千円)	財政力指数 (合 算)	3年度	0.549	旧 新 産 旧 工 特	
33,219,714		32,678,427		4年度	0.546	共同処理の対象事務	
32,612,391		31,789,972		5年度	0.538	後期高齢者医療	常 備 消 防
607,323		888,455		3ヶ年平均	0.544	災 害 基 金	非 常 勤 公 務 災 害
163,077		241,882	実 質 収 支 比 率		2.3	交通災害共済	自治会館管理
444,246		646,573	公 債 費 負 担 比 率		16.4	公平委員会	
△ 202,327		△ 542,692	積 立 金 現 在 高		10,130,238	健全化判断比率 (%)	
444,875		201,293	地 方 債 現 在 高		35,902,525	実質赤字比率	－
0		0	債 務 負 担 行 為 額		8,473,843	連結実質赤字比率	－
450,000		0				実質公債費比率	9.5
△ 207,452		△ 341,399				将来負担比率	37.6
別 職		平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計からの繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
改定実施 年 月 日							
	病 院		有	△ 178,020	519,283	350	
	上 水 道 (簡水含む)		有	83,077	33,971	57	
H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	60,169	366	6	
H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,210,663	19	
H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	15,254	0	
H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	44,281	0	0	
H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険	無	94,754	556,150	15	
H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	178,353	930,769	34	
		後 期 高 齢 者 医 療	無	1,151	293,245	2	
		小 型 自 動 車 競 走	無	△ 788,521	0	6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－2							
歳 入					性 質 別 歳 出								
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 (%)	
地 方 税		10,318,109	31.1	9,754,522	49.7	人 件 費		4,185,360	12.8	3,851,044	3,815,374	19.3	
地 方 譲 与 税		187,889	0.6	187,889	1.0			う ち 職 員 給	2,900,053	8.9	2,631,572	2,607,821	13.2
利 子 割 交 付 金		4,810	0.0	4,810	0.0	扶 助 費		6,432,119	19.7	1,844,723	1,826,988	9.3	
配 当 割 交 付 金		44,415	0.1	44,415	0.2	公 債 費		3,952,167	12.1	3,896,947	3,770,847	19.1	
株式等譲渡所得割 交 付 金		49,495	0.1	49,495	0.4	内 訳		元 利 償 還 金	3,952,166	12.1	3,896,946	3,770,846	19.1
地 方 消 費 税 金		1,440,468	4.3	1,440,468	7.4			一 時 借 入 金 利 子	1	0.0	1	1	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 金		72,486	0.2	72,486	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(14,569,646)	(44.6)	(9,592,714)	(9,413,209)	(47.7)	
自 動 車 取 得 税 金		1,696	0.0	1,696	0.0	物 件 費		4,067,056	12.5	2,921,381	2,558,061	13.0	
環 境 性 能 割 金		21,332	0.1	21,332	0.1	維 持 補 修 費		178,619	0.5	127,366	127,234	0.6	
法 人 事 業 税 金		134,659	0.4	134,659	0.7	補 助 費 等		6,679,135	20.5	6,244,794	4,599,979	23.3	
地方特例交付金		69,631	0.2	69,631	0.4	積 立 金		1,008,307	3.1	893,179			
地 方 交 付 税		8,487,865	25.6	7,775,284	39.7	投 資 及 び 出 資 金		472,379	1.5	472,379	0	0.0	
内 訳	普 通 交 付 税	7,775,284	23.4	7,775,284	39.7	貸 付 金		165,151	0.5	0	0	0.0	
	特 別 交 付 税	712,581	2.1			繰 出 金		2,792,895	8.6	2,303,262	2,182,060	11.1	
交 通 安 全 対 策 金		3,951	0.0	3,951	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0			
分 担 金 及 び 金 担 負		163,038	0.5	0	0.0	小 計		29,933,188	91.8	22,555,075	18,880,543	95.6	
使 用 料		264,306	0.8	8,746	0.0	投 資 的 経 費		2,679,203	8.2	655,177			
手 数 料		131,554	0.4	0	0.0	う ち 人 件 費		51,413	0.2	51,413	経常収支比率 (%) 95.6 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 96.5		
国 庫 支 出 金		5,305,250	16.0			普 通 建 設 事 業 費		2,427,741	7.5	616,042			
県 支 出 金		1,972,288	5.9			内 訳	補 助 事 業	714,945	2.2	102,416			
財 産 収 入		16,506	0.1	0	0.0		単 独 事 業	1,518,067	4.7	481,138			
寄 附 金		134,814	0.4				県 営 事 業 負 担 金 等	194,729	0.6	32,488			
繰 入 金		971,407	2.9			災 害 復 旧 事 業 費		251,462	0.8	39,135			
繰 越 金		888,455	2.7			失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0			
諸 収 入		869,543	2.6	29	0.0	合 計		32,612,391	100.0	23,210,252	歳入一般財源 (千円) 経 常 19,569,413 合 計 23,817,575		
地 方 債		1,665,747	5.0										
合 計		33,219,714	100.0	19,569,413	100.0			徴 収 率 (%)					
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 18,880,543 合 計 23,210,252		
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	26.9	98.8				
議 会 費	225,149	0.7	225,149	市民税個人所得割税率		固 定 資 産 税	99.8	23.4	99.0				
総 務 費	4,178,200	12.8	3,125,354	6.0%		市 税 合 計	99.7	25.5	99.0				
民 生 費	11,423,712	35.0	6,076,970	市民税法人均等割(円)		市 税							
衛 生 費	2,625,715	8.0	2,193,738	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)		
労 働 費	35,862	0.1	26,979	2号	120,000								
農 林 水 産 業 費	539,448	1.7	251,547	3号	130,000								
商 工 費	892,567	2.8	610,491	4号	150,000								
土 木 費	2,561,918	7.8	1,913,812	5号	160,000								
消 防 費	1,335,629	4.1	1,085,041	6号	400,000	市 民 税 (個 人 分)	2,859,670	27.7	0.9	2,788,272	0		
教 育 費	4,590,562	14.1	3,765,089	7号	410,000	市 民 税 (法 人 分)	777,639	7.5	△ 8.1	642,144	168,995		
災 害 復 旧 費	251,462	0.8	39,135	8号	1,750,000	固 定 資 産 税	5,408,410	52.4	0.4	5,327,859	0		
公 債 費	3,952,167	12.1	3,896,947	9号	3,000,000	軽自動車税	212,131	2.1	1.6	210,057	0		
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割		市 民 税 法 人 税 割	569,371	5.5	1.8		0		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	8.4%		入 湯 税	5,784	0.1	2.3		0		
合 計		32,612,391	100.0	23,210,252	固 定 資 産 税		563,587	5.5	1.8				
					1.4%		合 計	10,318,109	100.0	0.0	9,445,141	168,995	

令和6年度
決算状況

都道府県名		山 口 県	コ ー ド 番 号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
			ふ り が な		さんようおのだし	6 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－2
			市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
			区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
			就業人口	令和2年国勢調査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
				平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
60,326	16,100						
62,671	17,748						
△ 3.7	△ 9.3						
58,416		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
59,125							
133.09		基 準 財 政 収 入 額		9,200,386	財政健全化等	旧 産 炭	
453		基 準 財 政 需 要 額		17,250,853	不 交 付 過	疎 疎	
令和6年度	令和5年度	標 準 財 政 規 模		19,861,711	低 開 発 山 振		
(千円)	(千円)	財政力指数 (合 算)	4年度	0.546	旧 新 産 旧 工 特		
33,597,738	33,219,714		5年度	0.538	共同処理の対象事務		
33,062,942	32,612,391		6年度	0.533	後期高齢者医療	常 備 消 防	
534,796	607,323		3ヶ年平均	0.539	災 害 基 金	非 常 勤 公 務 災 害	
58,924	163,077	実 質 収 支 比 率		2.4	交通災害共済	自治会館管理	
475,872	444,246	公 債 費 負 担 比 率		14.6	公平委員会		
31,626	△ 202,327	積 立 金 現 在 高		9,703,899	健全化判断比率 (％)		
382,841	444,875	地 方 債 現 在 高		33,865,773	実質赤字比率	－	
0	0	債 務 負 担 行 為 額		7,887,488	連結実質赤字比率	－	
550,000	450,000				実質公債費比率	9.6	
△ 135,533	△ 207,452				将来負担比率	29.3	
別 職		事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計からの繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)						
		病 院	有	△ 324,680	535,641	353	
		上 水 道 (簡水含む)	有	117,481	110,087	57	
H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	48,745	396	6	
H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	965,822	19	
H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	14,658	0	
R6.4.1	480,000	駐 車 場	無	57,554	0	0	
R6.4.1	420,000	国 民 健 康 陰 保	無	162,980	553,131	16	
R6.4.1	380,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	102,977	949,611	37	
		後 期 高 齢 者 療 医	無	1,635	337,249	2	
		小 型 自 動 車 走 競	無	△ 643,170	0	6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－２							
歳 入					性 質 別 歳 出								
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		10,251,877	30.5	9,693,216	47.9	人 件 費		4,890,851	14.8	4,548,522	4,398,217	21.6	
地 方 譲 与 税		161,896	0.5	161,896	0.8	うち 職 員 給		2,934,838	8.9	2,657,786	2,636,202	13.0	
利 子 割 交 付 金		5,757	0.0	5,757	0.0	扶 助 費		7,482,483	22.6	2,688,772	1,918,652	9.4	
配 当 割 交 付 金		63,035	0.2	63,035	0.3	公 債 費		3,581,887	10.8	3,547,563	3,547,463	17.5	
株式等譲渡所得割 交 付 金		86,780	0.3	86,780	0.4	内 訳	元 利 償 還 金	3,581,668	10.8	3,547,344	3,547,244	17.5	
地 方 消 費 税 金		1,576,784	4.7	1,576,784	7.8		一時借入金利息	219	0.0	219	219	0.0	
ゴルフ場利用税金 交 付 金		71,007	0.2	71,007	0.3	(義 務 的 経 費 計)		(15,955,221)	(48.2)	(10,784,857)	(9,864,332)	(48.5)	
自動車取得税金 交 付 金		0	0.0	0	0.0	物 件 費		4,129,052	12.5	3,076,634	2,759,348	13.6	
環境性能割 交 付 金		22,179	0.1	22,179	0.1	維 持 補 修 費		152,457	0.5	114,402	110,099	0.5	
法人事業税金 交 付 金		157,921	0.5	157,921	0.8	補 助 費 等		6,127,547	18.5	5,791,728	4,969,452	24.5	
地方特例交付金		318,190	0.9	318,190	1.6	積 立 金		894,907	2.7	804,330			
地 方 交 付 税		8,802,301	26.2	8,067,506	39.9	投 資 及 び 出 資 金		264,295	0.8	264,295	0	0.0	
内 訳	普通交付税	8,067,506	24.0	8,067,506	39.9	貸 付 金		165,082	0.5	0	0	0.0	
	特別交付税	734,795	2.2			繰 出 金		2,868,530	8.7	2,375,875	2,260,220	11.1	
交通安全対策 特別交付金		3,792	0.0	3,792	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
分担金及び金 担		138,875	0.4	0	0.0	小 計		30,557,091	92.4	23,212,121	19,963,451	98.2	
使 用 料		242,318	0.7	12,108	0.1	投 資 的 経 費		2,505,851	7.6	597,777			
手 数 料		133,150	0.4	0	0.0	うち人件費		48,767	0.1	48,767	経常収支比率		
国庫支出金		4,967,552	14.8			普通建設事業費		2,279,676	6.9	583,391	(%)		
県支出金		1,947,381	5.8			内 訳	補助事業	348,799	1.1	53,787	98.2		
財産収入		41,380	0.1	0	0.0		単独事業	1,727,114	5.2	482,970	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率		
寄 附 金		197,134	0.6				県営事業 負担金等	203,763	0.6	46,634	(%)		
繰 入 金		1,321,464	3.9				災害復旧事業費	226,175	0.7	14,386	98.6		
繰 越 金		607,323	1.8			失業対策事業費		0	0.0	0			
諸 収 入		1,032,492	3.1	1,589	0.0	合 計		33,062,942	100.0	23,809,898	歳入一般財源		
地 方 債		1,447,150	4.3								(千円)		
合 計		33,597,738	100.0	20,241,760	100.0			徴 収 率 (%)			経 常	20,241,760	
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分		現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計	
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税		99.7	25.0	98.8	24,344,694	
議 会 費		234,750	0.7	234,750	市民税個人所得割税率		固 定 資 産 税		99.8	41.4	99.5	19,963,451	
総 務 費		4,148,160	12.6	3,337,730	6.0%		市 税 合 計		99.7	31.4	99.2	23,809,898	
民 生 費		12,402,328	37.5	6,464,625	市民税法人均等割(円)		市 税						
衛 生 費		2,708,971	8.2	2,441,657	1号 50,000		区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
労 働 費		43,943	0.1	36,157	2号 120,000								
農 林 水 産 業 費		432,690	1.3	271,743	3号 130,000		市 民 税 (個 人 分)		2,683,182	26.2	△ 6.2	2,621,088	0
商 工 費		746,848	2.3	499,606	4号 150,000		市 民 税 (法 人 分)		1,008,359	9.8	29.7	670,652	231,892
土 木 費		2,221,402	6.7	1,577,130	5号 160,000		固 定 資 産 税		5,296,292	51.7	△ 2.1	5,383,395	0
消 防 費		1,440,886	4.4	1,126,718	6号 400,000		軽自動車税		220,453	2.1	3.9	216,213	0
教 育 費		4,874,902	14.7	4,257,833	7号 410,000		市たばこ税		477,407	4.7	△ 2.7	486,179	
災 害 復 旧 費		226,175	0.7	14,386	8号 1,750,000		特 別 土 地 保 有 税		0	0.0	-		
公 債 費		3,581,887	10.8	3,547,563	9号 3,000,000		目 的 税		566,184	5.5	△ 0.6		0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税		7,523	0.1	30.1		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		都 市 計 画 税		558,661	5.4	△ 0.9		
合 計		33,062,942	100.0	23,809,898	固 定 資 産 税		合 計		10,251,877	100.0	△ 0.6	9,377,527	231,892
					1.4%								

時間外勤務手当 一般会計ベース			
(単位千円)			
年度	R4年度	R5年度	R6年度
時間外勤務手当	96,456	95,624	95,239

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	411	410	411	419	406
教育委員会	65	64	61	60	56
病院局	196	210	216	227	227
水道局	56	54	55	55	53
計	728	738	743	761	742

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	158	175	178	174	179
教育委員会	90	76	78	82	92
病院局	103	100	112	112	114
水道局	5	6	6	5	2
計	356	357	374	373	387

嘱託職員数

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
病院局	0	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

再任用職員数

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	17	19	17	15	22
教育委員会	7	2	3	4	3
病院局	9	12	14	9	10
水道局	2	1	2	2	5
計	35	34	36	30	40

任期付職員数

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	48	48	49	48	48
教育委員会	15	9	10	10	10
病院局	2	1	3	1	1
水道局	0	0	0	0	0
計	65	58	62	59	59

総数

年度	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
市長部局	634	652	655	656	655
教育委員会	177	151	152	156	161
病院局	310	323	345	349	352
水道局	63	61	63	62	60
計	1,184	1,187	1,215	1,223	1,228

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
8,500,427	9,376,532	10,093,337	10,130,238	9,703,899

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
40,362,964	40,152,234	38,089,102	35,902,525	33,865,773

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	851,032	584,314	558,107	448,365	1,358,643
債務保証・損失補償に係るもの					
その他の	2,376,017	5,662,429	6,744,395	8,025,478	6,528,845
その他実質的な債務負担に係るもの					
合 計	3,227,049	6,246,743	7,302,502	8,473,843	7,887,488

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院	403,359	413,082	435,670	519,283	535,641
上水道 (簡水含む)	23,698	28,037	30,250	33,971	110,087
工業用水道	264	516	516	366	396
国民健康保険	575,164	562,603	558,978	556,150	553,131
駐車場	0	0	0	0	0
介護保険 (保険勘定)	984,823	973,241	985,430	1,014,576	1,012,970
後期高齢者 医療	1,179,870	1,188,645	1,197,686	1,222,169	1,302,429
地方卸売市場	6,950				
下水道	1,115,874	1,166,917	1,217,324	1,210,663	965,822
農業集落排水	57,937	24,235	14,811	15,254	14,658
小型自動車 競走	0	0	0	0	0

※繰出金のほか出資金等を含む。

※地方卸売市場事業特別会計は令和2年度末で廃止

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
3,005,935	150,296	3,282,973	125,049	3,629,292	108,761	3,852,324	99,842	3,483,901	97,767

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末
33,125,653	31,350,459	29,489,202	27,615,032	25,802,514

9. 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
摘要	件数 金額						
市有地売払い	1 件 7,314,000 円	4 件 41,556,000 円	1 件 191,776 円	2 件 493,540 円	3 件 9,422,142 円	11 件 58,977,458 円	
一般競争入札	0 件 0 円	0 件 0 円	1 件 24,482,000 円	0 件 0 円	0 件 0 円	1 件 24,482,000 円	
法定外公共物 売払い	8 件 2,694,686 円	3 件 2,332,788 円	1 件 238,380 円	7 件 1,244,966 円	9 件 3,465,232 円	28 件 9,976,052 円	
山林売払い	0 件 0 円	1 件 367,800 円	0 件 0 円	0 件 0 円	1 件 4,000,000 円	2 件 4,367,800 円	
合 計	9 件 10,008,686 円	8 件 44,256,588 円	3 件 24,912,156 円	9 件 1,738,506 円	13 件 16,887,374 円	42 件 97,803,310 円	

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委 託 料	3,385,166	3,788,798	4,152,838	4,314,047	4,487,319
うち、清掃委託料	30,455	32,642	33,400	34,421	38,196
うち、警備委託料	62,262	69,604	64,714	64,192	63,906
うち、設備保守委託料	52,840	61,024	59,262	62,776	66,979

⑪ 5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	税率(円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	3,000,000	22	21	21	20	17
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	1,750,000	3	2	2	2	2
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	410,000	83	82	82	83	86
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	400,000	11	13	12	12	13
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	160,000	65	68	66	62	57
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人	150,000	22	20	21	23	21
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	130,000	220	222	223	226	220
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	120,000	14	14	14	14	14
その他の法人等	50,000	918	905	892	870	850
合 計		1,358	1,347	1,333	1,312	1,280

⑫ 5年間の市税、項目別滞納状況

令和2年度

(単位: 千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計
1 市 民 税	3,619,098	62,176	3,681,274	3,599,460	22,908	3,622,368	99.5	36.8	98.4
個人	2,824,568	60,890	2,885,458	2,807,466	22,502	2,829,968	99.4	37.0	98.1
法人	794,530	1,286	795,816	791,994	406	792,400	99.7	31.6	99.6
2 固 定 資 産 税	5,147,946	72,762	5,220,708	4,960,153	14,287	4,974,440	96.4	19.6	95.3
3 軽 自 動 車 税	195,396	0	195,396	193,267	0	193,267	98.9	0.0	98.9
4 市 た ば こ 税	426,009	0	426,009	426,009	0	426,009	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	4,884	0	4,884	4,884	0	4,884	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,221	11,755	562,976	545,109	2,776	547,885	98.9	23.6	97.3
8 旧 法 に よ る 税	0	9,065	9,065	0	3,006	3,006	0.0	33.2	33.2
合 計	9,944,554	155,758	10,100,312	9,728,882	42,977	9,771,859	97.8	27.6	96.8

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和3年度

(単位: 千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計
1 市 民 税	3,573,283	54,237	3,627,520	3,557,586	21,700	3,579,286	99.6	40.0	98.7
個人	2,799,476	50,530	2,850,006	2,782,289	18,756	2,801,045	99.4	37.1	98.3
法人	773,807	3,707	777,514	775,297	2,944	778,241	100.2	79.4	100.1
2 固 定 資 産 税	5,039,727	239,132	5,278,859	5,028,591	186,098	5,214,689	99.8	77.8	98.8
3 軽 自 動 車 税	200,088	2,142	202,230	197,939	943	198,882	98.9	44.0	98.3
4 市 た ば こ 税	455,396	0	455,396	455,396	0	455,396	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,350	0	5,350	5,350	0	5,350	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	534,249	13,971	548,220	532,199	6,163	538,362	99.6	44.1	98.2
8 旧 法 に よ る 税	0	5,312	5,312	0	1,259	1,259	0.0	23.7	23.7
合 計	9,808,093	314,794	10,122,887	9,777,061	216,163	9,993,224	99.7	68.7	98.7

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和4年度

(単位: 千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計	現年	繰	合 計
1 市 民 税	3,682,935	41,776	3,724,711	3,669,244	11,690	3,680,934	99.6	28.0	98.8
個人	2,836,315	40,755	2,877,070	2,823,624	11,271	2,834,895	99.6	27.7	98.5
法人	846,620	1,021	847,641	845,620	419	846,039	99.9	41.0	99.8
2 固 定 資 産 税	5,390,218	56,889	5,447,107	5,375,814	11,594	5,387,408	99.7	20.4	98.9
3 軽 自 動 車 税	208,866	3,258	212,124	206,984	1,234	208,218	99.1	37.9	98.2
4 市 た ば こ 税	485,301	0	485,301	485,301	0	485,301	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,652	0	5,652	5,652	0	5,652	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	554,178	8,618	562,796	551,479	2,245	553,724	99.5	26.1	98.4
8 旧 法 に よ る 税	6	3,001	3,007	0	627	627	0.0	20.9	20.9
合 計	10,327,156	113,542	10,440,698	10,294,474	27,390	10,321,864	99.7	24.1	98.9

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和5年度

(単位: 千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	繰上	合計	現年	繰上	合計	現年	繰上	合計
1 市 民 税	3,640,519	40,418	3,680,937	3,626,450	10,858	3,637,308	99.6	26.9	98.8
個人	2,864,635	36,901	2,901,536	2,849,283	10,386	2,859,669	99.5	28.2	98.6
法人	775,884	3,517	779,401	777,167	472	777,639	100.2	13.4	99.8
2 固 定 資 産 税	5,406,703	54,135	5,460,838	5,395,720	12,691	5,408,411	99.8	23.4	99.0
3 軽 自 動 車 税	212,625	3,534	216,159	210,855	1,066	211,921	99.2	30.2	98.0
4 市 た ば こ 税	490,888	0	490,888	490,888	0	490,888	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,784	0	5,784	5,784	0	5,784	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	563,030	8,075	571,105	561,063	2,524	563,587	99.7	31.3	98.7
8 旧 法 に よ る 税	0	1,246	1,246	0	210	210	0.0	16.9	16.9
合 計	10,319,549	107,408	10,426,957	10,290,760	27,349	10,318,109	99.7	25.5	99.0

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和6年度

(単位: 千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	繰上	合計	現年	繰上	合計	現年	繰上	合計
1 市 民 税	3,691,620	44,134	3,735,754	3,680,492	11,049	3,691,541	99.7	25.0	98.8
個人	2,685,302	40,082	2,725,384	2,672,543	10,640	2,683,183	99.5	26.6	98.5
法人	1,006,318	4,052	1,010,370	1,007,949	409	1,008,358	100.2	10.1	99.8
2 固 定 資 産 税	5,300,245	21,271	5,321,516	5,287,483	8,809	5,296,292	99.8	41.4	99.5
3 軽 自 動 車 税	220,822	3,984	224,806	218,979	1,301	220,280	99.2	32.7	98.0
4 市 た ば こ 税	477,407	0	477,407	477,407	0	477,407	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,523	0	7,523	7,523	0	7,523	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	559,331	3,487	562,818	556,983	1,678	558,661	99.6	48.1	99.3
8 旧 法 に よ る 税	0	419	419	0	173	173	0.0	41.3	41.3
合 計	10,256,948	73,295	10,330,243	10,228,867	23,010	10,251,877	99.7	31.4	99.2

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

1 3. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位 ; 千円)

2 年度	2, 083, 404
3 年度	1, 927, 074
4 年度	1, 905, 464
5 年度	1, 823, 954
6 年度	1, 954, 895

14. 図書館及び学校図書館の図書購入費状況（5年間）
（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	9,355,769	9,246,523	9,548,742	9,820,195	10,258,854
厚狭図書館	2,604,861	2,613,650	2,604,734	2,704,000	2,801,000
小計	11,960,630	11,860,173	12,153,476	12,524,195	13,059,854
小学校	2,794,180	2,620,651	2,921,097	3,359,811	3,328,667
中学校	2,414,977	2,351,534	2,553,451	2,747,259	2,708,713
小計	5,209,157	4,972,185	5,474,548	6,107,070	6,037,380
合計	17,169,787	16,832,358	17,628,024	18,631,265	19,097,234

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電子書籍購入費		9,897,052	6,999,009	2,999,635	2,999,890

15. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和6年度）

項 目 学校名		要 望 件 数			実施件数 D	実施率(%) G (D/A)
		A	(B+C)	うち当初要望件数		
				B	C	
小 学 校	有 帆	55	6	49	51	92.7
	高千帆	94	10	84	90	95.7
	高 泊	110	11	99	103	93.6
	小野田	115	4	111	113	98.3
	須 恵	71	4	67	69	97.2
	赤 崎	59	3	56	58	98.3
	本 山	51	7	44	47	92.2
	松原分校	6	4	2	4	66.7
	厚 狭	146	26	120	135	92.5
	厚 陽	57	6	51	53	93.0
	出 合	55	17	38	42	76.4
	埴 生	72	3	69	72	100.0
	津布田	14	0	14	14	100.0
	計	905	101	804	851	94.0
中 学 校	高千帆	71	8	63	69	97.2
	小野田	29	4	25	28	96.6
	竜 王	59	9	50	54	91.5
	厚 狭	50	6	44	45	90.0
	埴 生	23	7	16	19	82.6
	厚 陽	12	6	6	9	75.0
	計	244	40	204	224	91.8
合 計		1,149	141	1,008	1,075	93.6

1 6. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名			区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）					
				令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数
小学校	有 帆	有料	3	58	1	18	7	115							
		無料	180	3,426	202	6,245	189	6,158	183	5,678	158	5,916	145	5,507	
	高千帆	有料	53	576	61	734	28	315							
		無料	245	7,031	208	5,498	302	7,727	136	4,055	125	4,550	136	5,198	
	高 泊	有料	47	549	30	610	7	140							
		無料	329	8,095	292	5,873	427	11,633	240	3,993	225	4,286	257	5,293	
	小野田	有料	63	942	24	268	10	143							
		無料	145	3,187	146	3,402	159	3,571	124	2,225	117	1,561	129	2,053	
	須 恵	有料	151	2,202	103	1,516	112	1,993							
		無料	367	11,285	347	11,955	388	14,540	189	4,278	200	4,242	205	6,535	
	赤 崎	有料	67	862	92	1,217	91	1,004							
		無料	70	1,641	5	115	36	484	156	4,860	147	4,151	103	3,090	
	本 山	有料	11	141	73	1,035	47	733							
		無料	122	1,823	135	2,446	131	2,882	242	9,058	142	5,326	172	5,622	
	厚 狭	有料	145	2,048	160	2,188	94	1,076							
		無料	400	6,890	410	8,526	443	9,439	188	8,040	211	10,808	198	12,394	
	厚 陽	有料	82	1,118	128	2,039	86	1,281							
		無料	171	3,319	238	4,826	185	3,800	33	1,490	72	1,476	132	2,607	
	出 合	有 料					2	49							
		無 料	196	4,123	182	3,928	177	5,042	51	1,355			3	1,045	
	埴 生	有料													
		無料	212	3,422	89	1,188	105	1,418	2	20					
	津布田	有料													
		無料	145	4,350	141	4,271	136	3,070	1	80	1	80	2	200	
	計	有料	622	8,496	672	9,625	484	6,849							
		無料	2,582	58,592	2,395	58,273	2,678	69,764	1,545	45,132	1,398	42,396	1,482	49,544	
中学校	高千帆	有料	270	3,510	244	3,698	185	2,613							
		無料	55	547	48	581	46	637							
	小野田	有料	256	4,608	209	3,905	227	4,397							
		無料	61	1,220	53	1,110	48	940							
	竜 王	有料	124	1,640	158	1,642	238	3,401							
		無料	3	140	6	130	69	1,023					2	56	
	厚 狭	有料	51	937	40	600	50	662							
		無料	201	2,033	282	3,125	353	6,369							
	埴 生	有料	21	277	38	500	25	488							
		無料													
	厚 陽	有料	144	2,030	114	1,337	89	887							
		無料	40	887	21	971	20	1,049							
	計	有料	866	13,002	803	11,682	814	12,448							
		無料	360	4,827	410	5,917	536	10,018					2	56	
合 計		有料	1,488	21,498	1,475	21,307	1,298	19,297							
		無料	2,942	63,419	2,805	64,190	3,214	79,782	1,545	45,132	1,398	42,396	1,484	49,600	

17. 就学援助利用者数、金額及び交付税算入額（5年間）

（単位：人、円）

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
令和2年度	103	666	3,140	21.2%	16,227,992	106	431	1,551	27.8%	19,100,944	579,313	51,611,624	209	1,097	4,691	23.4%	87,519,873
令和3年度	93	639	3,161	20.2%	16,521,559	89	384	1,523	25.2%	19,485,198	185,110	48,411,672	182	1,023	4,684	21.8%	84,603,539
令和4年度	89	623	3,118	20.0%	17,165,360	97	351	1,506	23.3%	22,693,824	92,020	45,582,172	186	974	4,624	21.1%	85,533,376
令和5年度	62	644	3,025	21.3%	16,172,086	101	313	1,457	21.5%	20,172,404	0	44,156,834	163	957	4,482	21.4%	80,501,324
令和6年度	56	562	2,880	19.5%	14,386,274	79	308	1,503	20.5%	18,709,978	0	39,740,405	135	870	4,383	19.8%	72,836,657

	交付税算入額（理論値）
令和2年度	11,688,000
令和3年度	10,583,000
令和4年度	11,255,000
令和5年度	10,093,000
令和6年度	9,467,000

18 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
中央図書館	R4	－	－	－	101,284	1,088	100,196
	R5	－	－	－	106,872	1,371	105,501
	R6				104,498	908	103,590
厚狭図書館	R4	－	－	－	36,309	－	36,309
	R5	－	－	－	38,458	－	38,458
	R6				38,297	－	38,297
きらら交流館	R4	70,005	69,790	215	112,235	104,062	8,173
	R5	－	－	－	－	－	－
	R6	－	－	－	－	－	－
青年の家	R4	1,026	660	366	13,017	4,515	8,502
	R5	917	661	256	11,910	5,200	6,710
	R6	830	621	209	10,761	5,532	5,229
歴史民俗資料館	R4	－	－	－	3,094	－	3,094
	R5	－	－	－	3,363	－	3,363
	R6	－	－	－	3,438	－	3,438
津布田会館	R4	367	77	290	3,765	480	3,285
	R5	343	73	270	3,928	492	3,436
	R6	379	106	273	3,954	723	3,231

19 きらら交流館の収支状況（5年間）

	年度	収入	支出
きらら交流館	R2	119,672,305	122,044,035
	R3	81,453,860	89,895,514
	R4	100,415,415	106,478,019
	R5	休館中	
	R6	休館中	

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

19 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

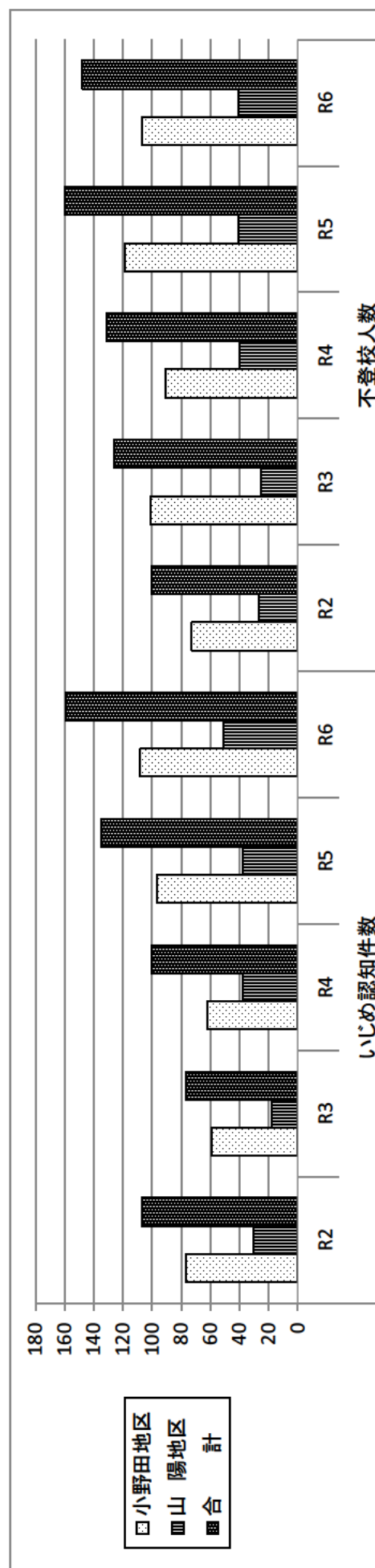
（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	R2	35,236,271	35,316,576
	R3	37,025,429	37,971,263
	R4	39,830,548	40,417,069
	R5	38,876,675	38,683,279
	R6	47,912,102	47,080,279

いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数						不登校人数					
	R2	R3	R4	R5	R6		R2	R3	R4	R5	R6	
小野田地区小学校	54	42	30	60	68		18	28	31	49	46	
小野田地区中学校	23	17	32	37	40		55	73	60	70	61	
山陽地区小学校	16	9	21	21	35		8	11	19	16	12	
山陽地区中学校	14	9	17	17	16		19	14	21	25	29	
合 計	107	77	100	135	159		100	126	131	160	148	

	いじめ認知件数						不登校人数					
	R2	R3	R4	R5	R6		R2	R3	R4	R5	R6	
小野田地区	77	59	62	97	108		73	101	91	119	107	
山陽地区	30	18	38	38	51		27	25	40	41	41	
合 計	107	77	100	135	159		100	126	131	160	148	



2 1. 令和6年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名競争入札分）

（税込金額）

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	29 件	0 件	29 件	
	落札金額	538,450,000 円	0 円	538,450,000 円	
	予定価格	589,694,600 円	0 円	589,694,600 円	
	落札率	91.3 %	0 %	91.3 %	
建築工事	件数	7 件	0 件	7 件	
	落札金額	1,703,460,000 円	0 円	1,703,460,000 円	
	予定価格	1,782,506,000 円	0 円	1,782,506,000 円	
	落札率	95.6 %	0 %	95.6 %	
電気工事	件数	9 件	5 件	14 件	
	落札金額	197,388,400 円	138,050,000 円	335,438,400 円	
	予定価格	231,831,600 円	153,388,400 円	385,220,000 円	
	落札率	85.1 %	90.0 %	87.1 %	
造園工事	件数	0 件	0 件	0 件	
	落札金額	0 円	0 円	0 円	
	予定価格	0 円	0 円	0 円	
	落札率	0 %	0 %	0 %	
管工事	件数	1 件	0 件	1 件	
	落札金額	4,279,000 円	0 円	4,279,000 円	
	予定価格	6,076,400 円	0 円	6,076,400 円	
	落札率	70.4 %	0 %	70.4 %	
その他	件数	5 件	5 件	10 件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	39,671,500 円	151,580,000 円	191,251,500 円	
	予定価格	44,588,500 円	159,342,700 円	203,931,200 円	
	落札率	89.0 %	95.1 %	93.8 %	
合計	件数	51 件	10 件	61 件	
	落札金額	2,483,248,900 円	289,630,000 円	2,772,878,900 円	
	予定価格	2,654,697,100 円	312,731,100 円	2,967,428,200 円	
	落札率	93.5 %	92.6 %	93.4 %	
※R 6. 4. 1～R 7. 3. 31 の指名競争入札執行分 ※工事種別は、建設業法第 2 条の区分による ※落札率は、予定価格に対する比率					

22 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚狭小学校	246	360	343
厚陽小学校	220	320	258
埴生小学校	690	397	372
出合小学校	311	243	249
合 計	1,467	1,320	1,222

【パートナーからの暴力・女性の困りごと相談】

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	42	46	51	65	139

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

1. 市民館利用状況

（1）文化ホール

（単位：件／人）

施設区分	R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル	109	8,611	105	9,940	129	13,868
展 示 ホー ル					4	244
第1.2会議室	118	5,485	134	5,046	117	4,128
第1講義室	229	3,606	294	4,685	269	5,325
第2講義室	60	427	71	721	97	1,002
団体会議室	66	863	148	2,264	129	1,982
調理実習室	5	119	5	70	9	56
和 室	4	26	4	27	24	254
工 作 室	8	45	8	101	27	200
合 計	599	19,182	769	22,854	805	27,059

（2）体育ホール

（単位：件／人）

（単位：件／人）

施設区分	R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル	260	5,146	292	9,434	278	11,015

※台風10号の接近による貸館休止 R6.8.30：R6年度1日間

2. 不二輸送機ホール（文化会館）利用状況

（単位：件／人）

施設区分	R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
大 ホー ル	96	19,752	91	26,987	93	30,749
小 ホー ル	98	8,483	113	6,270	105	5,855
研 修 室	155	1,724	169	1,439	180	1,372
和 室	78	364	69	372	73	267
ス タ ジ オ	69	59	70	157	87	201
楽 屋	104	238	158	473	248	946
合 計	600	30,620	670	35,698	786	39,390

※台風接近による臨時休館 R6.8.29～8.30：R6年度2日間

3. きららガラス未来館利用状況

（単位：人／人）

施設区分	R4		R5		R6	
	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数
きららガラス未来館	17,501	5,359	15,507	4,669	14,642	4,768

※臨時休館（第9回現代ガラス展in山陽小野田開会式及び表彰式へ講師、職員参加のため）R5.7.8、

（講師1名、職員3名が新型コロナウイルス感染のため）R5.7.15～17：R5年度4日間

※台風接近による臨時休館 R6.8.30：R6年度1日間

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（３年間） ※年度ごと

４．体育施設利用状況

（単位：件／人）

施設区分		R4		R5		R6	
		件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
野 球 場		218	7,377	178	6,282	151	5,381
サ ッ カ ー 場		94	7,146	84	6,318	119	7,806
市 民 プ ー ル		10,071	10,071	18,058	18,058	17,568	17,568
武 道 館	柔 剣 道 場	765	9,353	745	9,332	768	10,130
	弓 道 場	735	3,600	718	4,365	766	4,107
市民体育館	ア リ ー ナ	2,253	37,476	2,247	38,985	2,166	36,839
	トレーニング室	12,181	12,181	14,269	14,269	17,271	17,271
	会 議 室	84	1,018	90	1,103	79	900
赤 崎 運 動 広 場		221	14,623	263	7,049	209	5,760
小 野 田	昼 間	304	5,785	271	7,139	251	8,348
	夜 間	200	5,838	201	6,149	197	6,432
高 千 帆 運 動 広 場		337	9,199	429	12,131	411	11,785
ア ー チ ェ リ ー 場		328	1,077	356	1,349	357	1,276
厚 狭 球 場		62	5,632	60	3,303	42	3,500
岡 石 丸 運 動 広 場		250	8,129	276	11,470	262	11,601
下 村 テ ニ ス コ ー ト		359	3,970	316	3,991	319	3,771
合 計		28,462	142,475	38,561	151,293	40,936	152,475

※市民プール：R3年度全休業（新型コロナウイルス感染症拡大防止による）、R4年度 利用制限あり。

５．おのサン サッカーパーク（サッカー交流公園）利用状況

（単位：件／人）

施設区分	R4		R5		R6	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
天然芝サッカー場	247	9,651	210	11,982	305	14,841
多目的スポーツ広場	1,420	77,364	1,509	82,508	1,654	108,831
交流施設棟（会議室）	304	3,157	160	1,793	484	3,488
ドッグラン					458	458
合計	1,971	90,172	1,879	96,283	2,901	127,618

※令和6年度から公園内にドッグランを設置

◇家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量（単位kg）

	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	空かん	焼却灰
令和2年 年度	17,393,830	71,960	657,360	125,110	727,720	103,930	23,990	150,850	1,700,630
令和3年 年度	17,167,990	70,560	591,150	97,200	797,080	174,280	11,960	140,640	1,665,660
令和4年 年度	16,732,350	42,220	521,350	124,540	1,014,530	188,510	46,690	135,550	1,696,590
令和5年 年度	16,082,910	32,810	463,630	139,860	852,510	181,860	12,650	127,920	1,603,780
令和6年 年度	15,592,230	19,110	714,300	90,560	863,990	195,180	25,810	119,980	1,548,400

	下水道汚泥	空びん	新聞	雑誌・雑紙	ダン ボール	ペット ボトル	発泡トレイ	古着	合計
令和2年 年度	3,101,840	470,600	320,970	464,230	287,250	150,420	11,290	223,230	25,985,210
令和3年 年度	3,174,610	461,970	353,710	474,760	335,120	154,700	10,320	193,040	25,874,750
令和4年 年度	3,216,300	437,880	336,880	448,290	319,730	158,950	9,820	173,570	25,603,750
令和5年 年度	2,964,670	405,200	273,760	416,110	301,330	155,180	13,010	154,750	24,181,940
令和6年 年度	3,236,650	291,660	257,210	373,790	288,500	157,410	8,740	147,800	23,931,320

◇資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)

(単位：重量 kg、金額 円)

品目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞	重量	322,940	369,160	339,820	285,180	257,200
	金額	3,576,083	4,320,479	4,490,439	3,920,266	4,086,976
雑誌 雑紙	重量	494,770	516,270	495,680	458,970	406,420
	金額	2,487,271	2,647,951	3,484,965	3,483,150	2,682,372
ダンボール	重量	302,250	354,370	342,230	322,040	306,050
	金額	1,055,256	2,107,204	2,822,820	2,189,704	2,292,477
アルミ	重量	90,740	80,540	78,510	79,170	67,230
	金額	9,750,365	15,379,886	19,573,343	18,094,958	19,014,773
スチール	重量	77,370	59,230	57,340	54,850	50,350
	金額	1,571,818	2,753,766	2,148,184	2,378,901	2,249,669
スクラップ	重量	261,080	222,380	183,340	168,660	158,650
	金額	1,959,434	7,221,721	6,797,952	5,436,386	5,365,473
非鉄 スクラップ	重量	28,430	28,120	31,620	27,440	36,460
	金額	1,667,594	2,739,669	3,592,056	3,718,352	6,628,217
発泡 スチロール	重量	9,500	8,100	7,220	5,510	7,080
	金額	306,437	371,030	512,484	343,445	383,556
ペットボトル	重量	146,350	145,160	159,270	149,480	143,380
	金額	3,637,835	4,013,310	13,560,232	8,345,626	10,646,345
紙パック	重量	2,830	3,350	1,950	2,750	3,030
	金額	18,678	22,110	12,870	18,150	19,998
無色 ガラスカレット	重量	163,200	148,320	144,020	152,490	123,720
	金額	9,970	0	0	0	0
茶色 ガラスカレット	重量	134,920	119,640	107,888	132,790	69,320
	金額	6,982	0	0	0	0
リターナブル ビン	本数	22,808	20,854	20,610	17,954	16,902
	金額	75,264	68,816	68,011	59,246	55,773
その他ビン	重量	51,450	56,090	46,320	35,840	29,150
年度別 合計重量		2,108,638	2,131,584	2,015,818	1,893,124	1,674,942
年度別 合計金額		26,122,987	41,645,942	57,063,356	47,988,184	53,425,629

障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)【障害福祉サービス】

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数 の単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	1,553	5,396	1,750	6,769	2,415	9,252	2,740	13,395	2,510	12,217
重度訪問介護	延べ日数	224	980	175	660	192	2,971	168	4,122	219	6,069
療養介護・療養介護医療	延べ日数	3,621	39,452	3,709	41,054	3,650	40,366	3,982	44,464	3,486	38,542
同行援護	延べ日数	350	2,460	279	1,885	276	2,145	62	552	61	673
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	598	5,122	618	4,623	578	3,635	665	4,750	1,824	9,325
生活介護	延べ日数	36,093	384,521	38,432	413,894	42,496	428,148	40,138	448,579	43,848	450,722
施設入所支援	延べ日数	27,812	123,588	29,426	135,143	31,130	134,518	29,721	141,490	29,552	152,013
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	21,514	83,982	23,787	93,112	25,013	86,985	27,425	112,365	29,894	134,523
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,180	4,460	824	4,169	874	3,576	1,099	5,587	989	5,926
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	757	5,846	360	2,763	386	3,285	797	6,987	890	8,135
就労移行支援	延べ日数	3,318	25,879	3,716	26,583	2,959	26,696	3,641	35,476	2,033	20,699
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,676	30,669	5,012	35,561	5,825	40,893	7,659	51,051	11,266	77,062
就労継続支援(B型)	延べ日数	38,217	265,070	39,871	284,159	41,616	299,235	46,400	312,797	46,061	337,365
就労定着支援	延べ件数	77	2,409	86	3,140	137	4,758	148	4,522	130	4,312
児童発達支援	延べ日数	6,843	69,682	5,236	75,529	5,659	75,780	11,766	88,037	7,900	87,088
放課後等デイサービス	延べ日数	17,025	187,056	26,279	186,175	21,227	205,703	23,719	229,578	47,958	254,695
保育所等訪問支援	延べ日数	2	38	6	76	5	57	10	106	125	1,422
補装具給付	延べ件数	127	10,690	101	10,234	121	9,806	117	12,307	126	13,572
更生医療給付	レセプト件数	3,766	83,355	3,612	89,118	3,676	85,606	3,767	100,044	3,716	101,822
育成医療給付	レセプト件数	91	1,046	105	1,892	84	1,344	53	1,675	40	718
日中一時支援	延べ日数	5,777	10,605	6,819	11,914	7,115	12,496	7,447	14,164	7,565	16,139
移動支援	延べ時間	77	172	51	119	128	318	556	1,630	562	1,676
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	3	300	2	200	5	500	5	500	2	200
住宅改修費助成	延べ件数	2	326	1	200	2	378	0	0	0	0
日常生活用具給付	延べ件数	1,444	13,411	1,447	13,798	1,549	14,900	1,644	15,751	1,452	13,861
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	55,725	290,965	54,498	271,202	53,431	275,392	53,632	275,106	54,247	272,171
福祉タクシー助成	交付冊数	1,465	21,519	1,349	20,272	1,370	19,003	1,254	15,668	1,189	13,795

がん検診実施状況（5年間）

(全年齢)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
胃がん	対象者数	31,908	31,868	31,728	31,847	31,770
	受診者数	1,661	1,957	1,675	1,782	1,577
	受診率	11.0	11.4	11.4	10.9	10.6
大腸がん	対象者数	39,948	39,674	39,365	39,233	38,906
	受診者数	3,138	3,403	3,245	3,349	3,329
	受診率	7.9	8.6	8.2	8.5	8.6
肺がん	対象者数	39,948	39,674	39,365	39,233	38,906
	受診者数	5,555	6,015	5,820	5,977	5,769
	受診率	13.9	15.2	14.8	15.2	14.8
子宮がん	対象者数	27,106	26,862	26,543	26,299	25,987
	受診者数	927	1,068	961	1,114	1,096
	受診率	7.9	7.4	7.6	7.9	8.5
乳がん	対象者数	21,850	21,714	21,494	21,396	21,182
	受診者数	751	882	843	966	959
	受診率	8.0	7.5	8.0	8.5	9.1
前立腺がん	対象者数	7,970	7,810	7,721	7,718	7,680
	受診者数	381	412	393	395	349
	受診率	4.8	5.3	5.1	5.1	4.5

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なります。

議会資料恵与

その他関係資料

29 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(過去5年 R2～R6年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	113	70	100	86	86
申請件数	42	34	66	55	75
却下件数	3	1	0	3	4

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数（5年間）

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
令和 2年度	3 1 件	3 件	3 人
令和 3年度	2 1 件	3 件	3 人
令和 4年度	2 2 件	0 件	0 人
令和 5年度	1 8 件	2 件	2 人
令和 6年度	2 0 件	4 件	5 人
合 計	1 1 2 件	1 2 件	1 3 人

児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	55	48	46	38	44
	延べ利用者数	6,975	7,546	7,068	6,284	7,555
	平均利用人数	24.7	26.1	24.7	22.1	26.5
赤崎	定員	86	86	86	86	80
	申込者数	77	65	74	55	65
	延べ利用者数	9,899	9,444	8,670	9,032	9,456
	平均利用人数	34.2	34	30.3	31.6	33.7
須恵	定員	120	120	120	120	120
	申込者数	121	108	111	104	101
	延べ利用者数	18,519	17,525	16,685	15,537	16,607
	平均利用人数	63.9	60.4	57.7	54.3	58
小野田	定員	40	40	40	80	80
	申込者数	57	65	49	62	64
	延べ利用者数	7,245	8,708	6,322	7,385	9,182
	平均利用人数	25.2	30.1	24.7	29.1	34.7
高泊	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	79	69	53	51	50
	延べ利用者数	9,819	9,401	8,458	9,673	7,327
	平均利用人数	34.8	32.4	29.5	33.5	25.5
高千帆	定員	120	120	120	160	160
	申込者数	151	155	134	153	177
	延べ利用者数	17,658	19,980	17,420	19,399	21,548
	平均利用人数	62.4	68.8	60.5	67.9	75.8
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	45	51	42	44	44
	延べ利用者数	4,921	6,265	4,878	6,869	6,430
	平均利用人数	18.0	21.7	17.6	24.3	22.5
厚狭	定員	80	80	80	80	120
	申込者数	96	99	94	79	80
	延べ利用者数	12,212	13,677	11,485	10,639	12,382
	平均利用人数	42.7	47.4	47	41.1	45.2
出合	定員	60	60	60	60	60
	申込者数	68	64	60	53	43
	延べ利用者数	8,652	7,761	6,805	5,801	3,762
	平均利用人数	30.2	26.9	25.3	23.9	16.3
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	21	18	23	24	26
	延べ利用者数	2,398	2,174	2,551	3,335	2,983
	平均利用人数	8.6	8.2	10.2	13.8	12.2
埴生	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	51	43	52	50	49
	延べ利用者数	4,283	5,651	7,587	6,954	6,026
	平均利用人数	14.9	19.5	27.4	26.5	22
津布田	定員	20	20			
	申込者数	13	7			
	延べ利用者数	1,317	648			
	平均利用人数	6.3	2.9			
第二厚狭	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	48	55	49	45	46
	延べ利用者数	5,647	7,654	6,302	6,219	7,581
	平均利用人数	19.7	26.8	22.6	22.1	27.2
合計	定員	796	796	776	856	890
	申込者数	882	847	787	758	789
	延べ利用者数	109,545	116,434	104,231	107,127	110,839
	平均利用人数	385.6	405.2	377.5	390.2	399.6

令和6年度 児童クラブ申込・入所状況 (最新状況)

2025/8/5 時点

1/16定案 1/23日 1/25日 1/31日 2/20日 3/5日 3/19日

4月1日

クラブ別	R6 支所の 単位数	R6 定員	(参考) R5.4.1 当初入所	R6申込				入所調整 による増 減	入所決定 a	追加 b	追加 c	追加 d	追加 e	追加 f	追加 g	入所決定後の増減、変更 h		当初入所 児童 (a+b+c+d+e+f+g+h)	途中入所	途中退所 ※入所決定 後の増減含む	現時点登 録児童数	現時点で待機	
				加算内提出	遅延提出	辞退/変更	計									数	内訳					数	内訳
本山児童クラブ	1	40	38	37	7	0	44	0	37	5				2				44	3	8	39	0	
赤崎児童クラブ	2	86	55	65	1	1	65	0	64	1								65	1	5	61	0	
須恵児童クラブ	3	120	104	92	9	0	101	0	92	6		3						101	2	5	98	0	
小野田児童クラブ	2	80	62	64	3	1	66	0	65			1				-2		64	9	13	60	0	
高柏児童クラブ	2	80	51	49	2	0	51	0	49		1			1		-1		50	1	9	42	0	
高千帆児童クラブ	4	160	153	179	2	0	181	0	179							-2		177	4	27	154	0	
有帆児童クラブ	1	40	44	45	3	0	48	0	45							-1		44	4	5	43	0	
厚狭児童クラブ	2	80	79			0		-4	80									80	3	11	72	1	別紙
第二厚狭児童クラブ	1	40	45		4	0	142	-8	46					2		-2		46	1	3	44		
厚狭児童クラブ (園工室)	1	40																	15		15	0	
厚陽児童クラブ	1	30	24	25	1	0	26	0	26						1	-1		26		2	24	0	
出合児童クラブ	1	60	53	41	3	0	44	0	41		2		1			-1		43		13	30	0	
埴生児童クラブ	1	40	50	46	4	0	50	0	46		3				1	-1		49	4	11	42	0	
合計	22	896	758	781	39	2	818	-12	770	12	5	1	5	6	1	-11		789	47	112	724	1	

令和6年度児童クラブ利用者実績

利用者数（累計）

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狹	厚狹（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狹	計
4月	721	891	1,433	803	805	2,170	588	1,023		367	288	626	694	10,409
5月	677	855	1,517	821	695	1,873	560	1,043		356	266	612	664	9,939
6月	651	794	1,501	805	721	1,892	501	1,051		282	253	563	647	9,661
7月	684	922	1,576	857	712	2,152	607	1,004	44	421	305	619	656	10,559
8月	474	698	1,126	653	547	1,757	504	794	103	331	260	497	525	8,269
9月	617	797	1,388	755	611	1,727	507	993	82	341	248	502	635	9,203
10月	726	885	1,548	882	679	1,879	570	1,078	87	290	251	539	823	10,237
11月	622	766	1,396	784	572	1,640	514	999	73	317	249	420	625	8,977
12月	612	741	1,303	745	449	1,688	551	948	81	294	231	437	591	8,671
1月	567	690	1,296	707	515	1,598	500	878	108	259	217	416	573	8,324
2月	579	665	1,235	641	511	1,468	485	812	108	251	198	350	540	7,843
3月	625	752	1,288	729	510	1,704	543	903	170	253	217	445	608	8,747
合計	7,555	9,456	16,607	9,182	7,327	21,548	6,430	11,526	856	3,762	2,983	6,026	7,581	110,839

朝延長利用者数（累計）

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狹	厚狹（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狹	計
4月	105	104	208	131	133	419	97	172		47	39	74	121	1,650
5月	16	35	27	30	32	77	20	25		4	5	10	23	304
6月	18	15	21	22	14	30	14	15		3	1	7	19	179
7月	160	172	359	227	151	530	126	272	36	87	77	114	171	2,482
8月	284	302	640	378	339	1,029	264	475	68	117	115	212	334	4,557
9月	14	19	14	12	4	14	9	16	1	0	0	6	9	118
10月	29	13	15	10	4	13	15	18	0	3	3	9	15	147
11月	19	14	30	17	10	39	14	11	0	1	0	1	1	157
12月	34	25	88	79	49	132	56	80	8	20	16	30	29	646
1月	30	25	77	48	37	113	31	57	8	12	15	17	44	514
2月	14	3	14	14	4	7	9	13	0	0	13	0	5	96
3月	60	62	114	90	56	196	58	115	14	19	22	24	72	902
合計	783	789	1,607	1,058	833	2,599	713	1,269	135	313	306	504	843	11,752

夕延長利用者数（累計）

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狹	厚狹（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狹	計
4月	277	315	483	184	368	841	201	542		72	112	260	342	3,997
5月	296	320	455	195	335	821	225	619		82	111	267	382	4,108
6月	281	298	419	190	361	851	201	606		76	89	232	353	3,957
7月	294	300	393	169	331	829	204	482	8	68	78	204	315	3,675
8月	192	210	284	127	240	538	148	339	15	52	48	162	200	2,555
9月	266	252	400	160	298	771	219	566	16	70	87	204	331	3,640
10月	315	311	421	178	315	809	222	641	17	59	92	235	360	3,975
11月	303	252	371	158	249	691	205	556	15	52	82	176	320	3,430
12月	242	208	296	141	193	600	196	491	16	47	81	150	273	2,934
1月	250	207	316	135	206	608	202	441	20	42	76	164	277	2,944
2月	238	213	285	125	176	613	168	424	22	34	81	129	242	2,750
3月	303	245	293	127	183	582	228	472	50	40	86	178	258	3,045
合計	3,257	3,131	4,416	1,889	3,255	8,554	2,419	6,179	179	694	1,023	2,361	3,653	41,010

利用者平均数

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	厚狭（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狭
4月	29	36	57	37	32	90	25	41		17	13	26	28
5月	29	37	66	37	30	81	24	45		17	12	27	29
6月	26	33	60	34	29	76	20	44		14	12	24	26
7月	27	37	63	37	28	86	24	46	6	21	14	25	27
8月	23	32	51	33	25	80	23	38	6	19	16	24	25
9月	27	35	60	36	27	75	22	43	4	18	13	22	28
10月	28	35	60	38	26	75	22	43	4	13	11	22	34
11月	27	32	61	36	25	68	22	42	3	19	11	18	27
12月	26	32	54	37	19	70	23	41	4	15	12	18	26
1月	25	31	56	32	22	73	22	40	5	14	11	21	26
2月	26	33	56	29	23	67	22	39	5	16	11	18	25
3月	25	31	52	32	20	68	22	36	8	13	11	20	26
合計	318	405	696	417	307	910	271	497	46	196	147	265	327

開所日数

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	厚狭（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狭
4月	25	25	25	22	25	24	24	25		21	23	24	25
5月	23	23	23	22	23	23	23	23		21	22	23	23
6月	25	24	25	24	25	25	25	24		20	21	23	25
7月	25	25	25	23	25	25	25	22	8	20	22	25	24
8月	21	22	22	20	22	22	22	21	16	17	16	21	21
9月	23	23	23	21	23	23	23	23	21	19	19	23	23
10月	26	25	26	23	26	25	26	25	24	22	22	24	24
11月	23	24	23	22	23	24	23	24	21	17	22	24	23
12月	24	23	24	20	24	24	24	23	20	20	20	24	23
1月	23	22	23	22	23	22	23	22	20	19	19	20	22
2月	22	20	22	22	22	22	22	21	20	16	18	19	22
3月	25	24	25	23	25	25	25	25	22	19	20	22	23
合計	285	280	286	264	286	284	285	278	172	231	244	272	278

土曜日開所日数（振休等も）

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	厚狭（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狭
4月	4	4	4	4	3	3	3	4		0	2	4	4
5月	3	3	3	3	3	2	3	3		1	2	3	3
6月	5	5	5	4	5	5	5	4		0	2	3	5
7月	4	4	4	2	4	4	4	2	0	0	2	4	4
8月	4	5	5	4	5	5	5	4	0	1	1	4	5
9月	4	4	4	4	4	4	4	4	2	0	0	4	4
10月	4	3	4	1	4	3	4	3	2	0	0	2	1
11月	3	4	3	2	3	3	3	0	1	0	2	4	3
12月	4	3	4	0	4	4	4	3	1	0	0	4	3
1月	4	3	4	3	4	3	4	3	1	0	0	0	3
2月	4	2	4	4	4	4	4	3	2	0	0	1	4
3月	5	4	5	3	5	5	5	5	2	0	0	2	3
合計	48	44	49	34	48	45	48	38	11	2	11	35	42

途中閉所

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	厚狭（園工室）	出合	厚陽	埴生	第二厚狭
4月	0	0	0	3	0	1	0	0		0	0	1	0
5月	0	0	0	1	0	1	0	0		0	0	0	0
6月	0	0	0	1	0	0	0	1		0	0	1	0
7月	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0
8月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	0
9月	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	2	1	0
11月	1	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0	0	1
12月	0	1	0	4	0	0	0	1	2	0	0	0	0
1月	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2月	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
3月	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	1	5	0	22	0	3	1	6	2	7	6	4	1

令和6年度保育所保育料及び階層ごとの児童数

(円、人)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R7.3.31時点 人数			保育料			R7.3.31時点 人数		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0	0	25	12	24	0	0	0	2	1	1
Bb	A階層およびBa 階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	18	7	11	0	0	0	3	0	2
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500	0	0	4	3	2	6,400	0	0	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)	14,000	0	0	15	7	6	13,800	0	0	2	1	1
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400	0	0	8	8	11	7,200	0	0	4	0	1
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	0	0	27	10	27	19,200	0	0	7	1	3
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300	0	0	1	3	5	8,100	0	0	0	0	0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	0	0	23	6	9	22,600	0	0	7	1	2
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	0	0	3	1	3	8,800	0	0	1	0	1
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	0	0	37	8	25	25,100	0	0	5	1	7
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	0	0	47	15	31	29,600	0	0	8	3	4
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	0	0	60	16	35	31,500	0	0	4	4	2
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	0	0	54	18	38	38,400	0	0	6	1	5
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	0	0	79	27	58	43,900	0	0	9	3	8
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	0	0	45	26	58	45,800	0	0	11	4	8
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	0	0	21	9	24	53,700	0	0	3	1	0
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	0	0	33	29	51	55,300	0	0	5	1	5
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	0	0	14	11	24	60,000	0	0	0	1	1
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	0	0	4	4	10	78,700	0	0	0	0	1
合計					520	220	454				77	23	52

※第2子以降の保育料は無償化(R6.9月～)

33 5年間の校區別寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有 帆 校 区					0		1		1	
高 千 帆 校 区					0		2		2	
高 泊 校 区					3		2		1	
小 野 田 校 区					0		1		1	
須 恵 校 区					1		1		0	
赤 崎 校 区					2		1		1	
本 山 校 区					0		0		0	
厚 狭 校 区					3		4		6	
出 合 校 区					0		0		0	
厚 陽 校 区					0		0		0	
埴 生 校 区					2		1		2	
計	-	338	-	322	11	340	13	375		385

※ 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者実態調査を中止したため、寝たきり老人数は把握していません。

34 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額（各年度3月

（金額：千円）

	利用者数 の単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
住宅改修支援事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	4	451	5	662	6	458	8	919	14	1,332
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	2	240	2	240	2	240	2	50	0	0
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	1,471	18,664	1,355	18,365	1,311	17,931	1,495	20,599	1,519	23,428
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	4,894	109,814	5,114	119,103	5,117	118,126	5,702	132,625	6,139	143,650
緊急時短期入所サービス（ショートステイ）事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	37	146	57	228	35	140	17	68	32	131
寝具乾燥事業	延べ人数	64	297	42	196	39	208	32	176	30	164
入浴サービス事業	延べ人数	52	299	54	308	12	68	0	0	0	0
高齢者実態把握事業	延べ人数	1,785	4,820	1,796	4,849	1,767	4,771	1,738	4,693	1,679	4,553
紙おむつ助成事業	延べ人数	471	2,153	283	1,656	233	1,354	338	1,978	356	2,086
安心相談ナーズホン事業	実人数	338	4,303	322	4,357	340	4,575	375	4,973	385	5,254
福祉電話	実人数	27	613	26	573	22	466	18	386	17	358

ファミリーサポートセンターの利用実績（3年間）

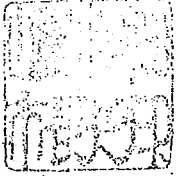
利用件数

年度	利用件数
令和4年度	403件
令和5年度	230件
令和6年度	122件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
令和4年度	249人	41人	47人	337人
令和5年度	237人	42人	53人	332人
令和6年度	226人	43人	52人	321人

山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを行ない、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
	(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,327,000円
令和4年度	金6,327,000円
令和5年度	金6,327,000円
令和6年度	金6,327,000円
令和7年度	金6,327,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

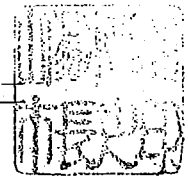
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 そ

- (1)

め

- (2)

る

- (3)

上

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変

金利変

周 辺

域・住

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可拵

書類

り

資金調

施設・

の損傷

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,159,000円
令和4年度	金6,159,000円
令和5年度	金6,159,000円
令和6年度	金6,159,000円
令和7年度	金6,159,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
 - (2) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 児童館の利用状況
 - (3) 管理経費の収支決算
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

終
か
6
全
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
日市
し
とと
もの
公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

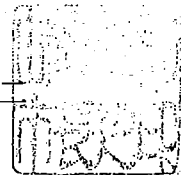
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

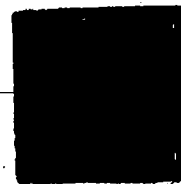
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

- 1 条例
- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

- 2 児童
- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

- 3 その
- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的・理

由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資 料 等 の 損 傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第 三 者 へ の 賠 償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セ キ ュ リ テ ィ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事 業 終 了 時 の 費 用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

（
第1
た
正
（
第2
ら
た
（
第3
の
（
第4
用
（
第5
情
（
第6
が
し
（
第7
損
う
と
と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

（2）児童館の施設の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）



第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,332,000円
令和4年度	金6,332,000円
令和5年度	金6,332,000円
令和6年度	金6,332,000円
令和7年度	金6,332,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

3

第

2

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

- 第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

- 第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

- 第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

- 第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

- 2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

- 第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

- 第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

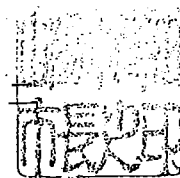
（協議）

- 第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記

1 条

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 児

(1)

検

(2)

と

(3)

て

3 その

(1) 目

め

(2) 男

(時

る者

(3) 男

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価

金利

周

域・

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可抗

書類の

り

資金調

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

第

第

第

第4

月

第

第6

第7

損

2

と

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,841,000円
令和4年度	金6,841,000円
令和5年度	金6,841,000円
令和6年度	金6,841,000円
令和7年度	金6,841,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

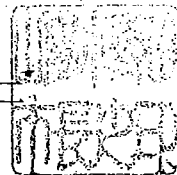
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その他

- (1) 開
める者
- (2) 児
(昭和
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺 地
域・住民及
び施設利
用者への
対応

法令の変
更

税制度の
変更

政治、行政
的理 由 に
よる事業
変更

不可抗力

書類の誤
り

資金調達

施設・設備
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できな い2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

第1
た
正
第2
ら
た
第3
の
第4
用
第5
情
第6
が
し
第7
損

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,139,000円
令和4年度	金6,139,000円
令和5年度	金6,139,000円
令和6年度	金6,139,000円
令和7年度	金6,139,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
1
ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

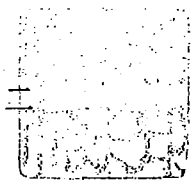
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

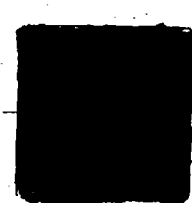
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1.

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1.

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的理由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（基
第1
たっ
正に
（秘
第2
らし
た後
（再
第3
のと
（目
第4
用す
（第
第5
情報
（複
第6
が記
して
（適
第7
損傷
う努
2 乙
と職

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,402,000円
令和4年度	金6,402,000円
令和5年度	金6,402,000円
令和6年度	金6,402,000円
令和7年度	金6,402,000円

- 2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
- 1
- ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条
公
2
を
(
第1
と
(
第1
整
(
第2
は
こ
(
第2
な
こ
のう

令和

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺
域・住民
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的理
由による
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

リスク分担表

類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地	地域との協調		○
域・住民及 び施設利 用者への 対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

別記 3

(
第1
た
正
(
第2
ら
た
(
第3
の
(
第4
用
(
第5
情
(
第6
が
し
(
第7
損
2
と

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

収入印紙	業 務 委 託 契 約 書																								
件 名	令和6年度児童クラブ保育業務委託																								
場 所	各児童クラブ																								
期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで																								
金 額	億 万 円 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>6</td><td>5</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円															¥	1	0	6	5	7	1	0	0	0
			¥	1	0	6	5	7	1	0	0	0													
	(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額)																								
契約保証金	免 除																								
前 払 金	なし																								
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																								
その他事項																									
上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。																									
令和 6 年 4 月 1 日																									
甲	山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 二																								
乙	所在地	山陽小野田市中心二丁目3番1号																							
	氏名・名称及び代表者	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 会長 西 村 公																							

収 入 印 紙	第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書
件 名	令和 6 年度児童クラブ保育業務委託
場 所	各児童クラブ
完 了 期 限	変更前 変更後
変更金額	既定委託代金額を 106,571,000 円を 105,444,100 円とし 1,126,900 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免 除
仕様変更	なし
変更業務内容	開所日数減による減額、児童数減に伴う減額等
その他事項	
令和6年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部 を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を原契約書 とともに保有する。 令 和 7 年 3 月 31 日 甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 乙 所在地 山陽小野田市中央二丁目3番14号 氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 及び代表者 会長 西 村 公	

予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サ区A 児童クラブ事業

1/ 2

令和6年04月01日から令和7年03月31日まで

拠点区分 全拠点区分対象

科目	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額	執行残額	執行率
事業活動による収入	106571000	0	106571000		106571000	106571000	0	100.00
受託金収入	106571000	0	106571000		106571000	106571000	0	100.00
市町村受託金収入	106571000	0	106571000		106571000	106571000	0	100.00
児童クラブ事業受託金収入	106571000	0	106571000		106571000	106571000	0	100.00
事業活動による収入 合計	106571000	0	106571000		106571000	106571000	0	100.00
事業活動による支出	106263000	-175000	106088000		106088000	104961100	1126900	98.94
人件費支出	99742000	-13151000	86591000		86591000	85464100	1126900	98.70
職員給料支出	27168000	5804000	32972000		32972000	32892795	79205	99.76
職員俸給支出	21307000	6144000	27451000		27451000	27438294	12706	99.95
職員諸手当支出	5861000	-340000	5521000		5521000	5454501	66499	98.80
扶養手当	198000	-198000	0		0	0	0	0.00
通勤手当	876000	191000	1067000		1067000	1055600	11400	98.93
超過勤務手当	3068000	-635000	2373000		2373000	2365729	7271	99.69
役職手当	0	396000	396000		396000	395172	828	99.79
諸手当	1719000	-34000	1685000		1685000	1638000	47000	97.21
職員賞与支出	4989000	2802000	7791000		7791000	7790936	64	100.00
職員賞与支出	4989000	2802000	7791000		7791000	7790936	64	100.00
非常勤職員給与支出	62287000	-21940000	40347000		40347000	39346746	1000254	97.52
非常勤職員給与支出	62287000	-21940000	40347000		40347000	39346746	1000254	97.52
法定福利費支出	5298000	183000	5481000		5481000	5433623	47377	99.14
事業費支出	4609000	2825000	7434000		7434000	7523410	-89410	101.20
保健衛生費支出	231000	636000	867000		867000	710851	156149	81.99
水道光熱費支出	2965000	42000	3007000		3007000	3153844	231156	93.17
消耗器具備品費支出	1241000	1767000	3008000		3008000	3486316	-478316	115.90
保険料支出	22000	2000	24000		24000	19790	4210	82.46
車輦費支出	150000	0	150000		150000	152809	-2809	101.74
事務費支出	1912000	10151000	12063000		12063000	11973590	89410	99.26
福利厚生費支出	354000	0	354000		354000	138888	215112	39.23
旅費交通費支出	30000	0	30000		30000	0	30000	0.00
研修研究費支出	120000	6000	126000		126000	44390	81610	35.23
職員研修費支出	120000	6000	126000		126000	44390	81610	35.23
事務消耗品費支出	920000	3710000	4630000		4630000	5100256	-470256	110.16
印刷製本費支出	260000	738000	998000		998000	1013050	-15050	101.51
広報費支出	112000	0	112000		112000	112000	0	100.00
業務委託費支出	48000	5676000	5724000		5724000	5503006	22094	96.14
手数料支出	0	1000	1000		1000	1650	-650	165.00
土地・建物賃借料支出	48000	0	48000		48000	44000	4000	91.67
保守料支出	0	20000	20000		20000	16350	3650	81.75
雑支出	20000	0	20000		20000	0	20000	0.00
事業活動による支出 合計	106263000	-175000	106088000		106088000	104961100	1126900	98.94
増減差額	308000	175000	483000		483000	1609900	-1126900	0.00
その他の活動による支出	308000	175000	483000		483000	483000	0	100.00
サービス区分間繰入金支出	308000	175000	483000		483000	483000	0	100.00
法人運営事業サービス区分間繰入金支出	308000	175000	483000		483000	483000	0	100.00
その他の活動による支出 合計	308000	175000	483000		483000	483000	0	100.00
増減差額	-308000	-175000	-483000		-483000	-483000	0	0.00

2/2

令和6年04月01日から令和7年03月31日まで

126

収 入 印 紙																									
	業 務 委 託 契 約 書																								
件 名	令和6年度児童クラブ保育業務委託																								
場 所	第二厚狭児童クラブ																								
期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで																								
金 額	億 万 円 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)																	¥	9	6	8	9	0	0	0
					¥	9	6	8	9	0	0	0													
契約保証金	免 除																								
前 払 金	なし																								
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																								
その他事項																									

上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛

所在地

山陽小野田市大字厚狭1031-1

乙

氏名・名称
及び代表者

社会福祉法人 真珠保育園
理事長 有 馬 大 雄

収 入
印 紙

第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書

件 名 令和 6 年度児童クラブ保育業務委託

場 所 第二厚狭児童クラブ

完 了
期 限 変更前
変更後

変更金額 既定委託代金額を
9,689,000 円を 9,848,871 円とし
159,871 円 増額 する
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

契約保証金 免 除

仕様変更 なし

変更業務内容 執行額確定による増額

その他事項

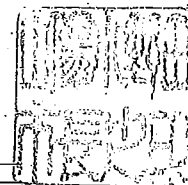
令和6年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部
を変更する契約を締結する。

この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書
とともに保有する。

令 和 7 年 3 月 31 日

甲

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙

所在地
氏名・名称
及び代表者

山陽小野田市大字厚狭1031-1
社会福祉法人 真珠保育園
理事長 有 馬 大 雄



第二児童クラブ 令和6年度 決算見込

収 入

科 目	金 額	備 考
市委託費	9,689,000	
その他収入	0	
雑収入	0	
繰越金	0	
合計	9,689,000	

支 出

人件費	4,985,055	放課後支援員等賃金
共済費	645,180	法定福利費
消耗品費	333,743	
光熱水費	312,397	
修繕費	387,100	トイレのつまり及び配管クリーニング他
通信費	63,061	
手数料	5,170	
使用料及び賃借料	2,916,644	土地・建物 NTT等
研修費	0	
給食費	0	
清掃委託費	62,370	岡本(園庭整備) たなべ(ゴミ回収代)
雑費	138,151	浄化槽協会他
備品購入費	0	
	9,848,871	

歳出－歳入 159,871



業務委託契約書

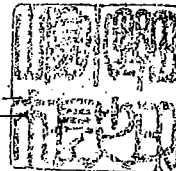
件名	放課後児童クラブ運営業務委託																
場所	小野田児童クラブ、厚狭児童クラブ、出合児童クラブ、厚陽児童クラブ、埴生児童クラブ																
期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、契約締結日から令和5年3月31日までは、委託の準備期間とする。																
金額	<table><tr><td colspan="2">億</td><td colspan="2">万</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>¥</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)	億		万		円		¥	1	4	6	8	8	0	0	0	0
億		万		円													
¥	1	4	6	8	8	0	0	0	0								
契約保証金	免除																
前払金	なし																
部分払	あり 12 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																
その他事項	各会計年度における委託料の額は、次のとおりとする。 令和5年度 48,960,000円 令和6年度 48,960,000円 令和7年度 48,960,000円																

上記の業務委託について、委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年12月15日

甲

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙

所在地

広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル3F
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社中四国支店
支店長 篠原 幸司

氏名・名称
及び代表者



業 務 委 託 契 約 書

名	放課後児童クラブ運営業務委託（追加分）																																
場 所	厚狭児童クラブ																																
期 間	令和6年7月22日から 令和7年3月31日まで																																
金 額	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>億</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>方</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>4</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr></table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)						億					方					円						¥	4	0	5	0	0	0	0	0	0	
					億					方					円																		
					¥	4	0	5	0	0	0	0	0	0																			
契約保証金	免 除																																
前 払 金	なし																																
部 分 払	あり 3 回以内（前払金を支払うときは1を減じた回数以内）																																
その他事項																																	

上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

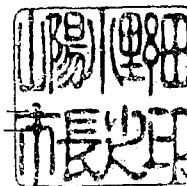
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛



所在地

広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル3F

乙

氏名・名称
及び代表者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社中四国支店
支店長 篠 原 幸 司

山陽小野田市 福祉部子育て支援課 御中

令和6年度実績報告書

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

中国支店 支店長 塩路 浩一



委託料 53,010,000円

経費内訳

児童クラブ名	小野田1・2	厚狭1・2・3	出合	厚陽	埴生	合計
人件費	12,597,430	13,089,686	6,105,169	4,217,206	11,153,290	47,162,781
募集費	20,000	30,000	10,000	10,000	10,000	80,000
旅費交通費	16,823	29,932	17,406	20,761	157,225	242,147
消耗品費	245,529	254,081	130,203	108,083	214,292	952,188
新聞図書費	29,488	913	0	0	0	30,401
通信費	430	630	0	440	52,317	53,817
保険料	6,340	6,252	3,170	3,170	5,153	24,085
リース料	41,643	55,334	27,586	27,586	81,033	233,182
教育・研修費	2,148	0	19,200	1,650	1,039	24,037
雑費	36,580	7,792	8,213	4,777	0	57,362
本社経費	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	2,150,000
運営管理費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	2,000,000
小計	13,826,411	14,304,620	7,150,947	5,223,673	12,504,349	53,010,000

スマイルキッズ利用状況（4年間）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業	6,241 人	9,095 人	10,053 人	10,312 人
子育てコンシェルジュ事業				
相談来館者	15 人	4 人	1 人	
声かけのうち相談件数	172 件	305 件	383 件	55 件
子育て世代包括支援センター事業	762 人	838 人	692 人	668 人
母子保健事業	1,096 人	1,272 人	1,380 人	1,325 人
ファミリーサポートセンター	61 人	65 人	49 人	36 人
リユース会	—	68 人	175 人	139 人
家庭児童相談事業（相談来館者数）	61 人	44 人	65 人	56 人
視察	—	—	3	—

38 環境調査センターの調査実績(3年間)

(1) 常時監視測定(調査)実績(単位:検体数)

	海域調査	河川調査	遊水池調査	工場排水調査	浄化槽排水調査	大気汚染調査	計
令和4年度	885	936	342	2,722	312	1,943	7,140
令和5年度	885	936	342	2,675	240	1,910	6,988
令和6年度	885	936	316	2,670	200	1,758	6,765

(2) 行政需要に関する測定(調査)実績(単位:検体数)

	水産振興(栄養塩) 及び環境保全 (江汐湖水質調査等)	その他の行政需要 (突発事故等原因調査)	計
令和4年度	609	4,272	4,881
令和5年度	564	4,707	5,271
令和6年度	593	4,651	5,244

(3) 受託測定(調査)実績(単位:検体数)

	美祢市 (大気)	美祢市 (河川)	山口東京理科大学 (下水等)	計
令和4年度	1,841	45	545	2,431
令和5年度	1,449	45	545	2,039
令和6年度	1,757	45	545	2,347

(4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学との連携 (単位:検体数)

	測定(調査)の内容	計
令和4年度	大学との共同研究・技術協力	3,900
令和5年度	大学との共同研究・技術協力	3,945
令和6年度	大学との共同研究・技術協力	1,287

(1)～(4)の合計 (単位:検体数)

	合計
令和4年度	18,352
令和5年度	18,243
令和6年度	15,643

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数／金額)		返済額	未収発生額
令和2年度	10	73,000	118,345	0
令和3年度	9	46,000	82,375	0
令和4年度	19	98,837	98,690	0
令和5年度	17	99,900	91,698	0
令和6年度	16	96,000	101,872	0

◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	販売農家数			自給的農家	経営耕地規模別農家数(販売農家)					
			主業経営体	準主業経営体	副業的経営体		0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha～3.0ha	3.0ha以上
2020	山陽小野田市	710	31	45	294	343	101	139	56	34	16	24
2015	山陽小野田市	913	46	88	347	432	107	198	83	36	24	33
増減数	計	△ 203	△ 15	△ 43	△ 53	△ 89	△ 6	△ 59	△ 27	△ 2	△ 8	△ 9

※1 「2015年農林業センサス」、「2020年農林業センサス」のデータを使用したものです。複数の調査項目の結果のため合計が一致しない場合があります。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※5 「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※6 「副業的経営体」とは、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体いいます。

※7 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

NO.40 農林水産課 耕作面積及び耕作放棄地の面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地のうち 遊休農地面積
R2	1,340	64
R3	1,330	56
R4	1,320	63
R5	1,310	75
R6	1,300	75

No.41

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

R2

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	62	19	4	23	19
高泊	7	15	29	44	4
梶	3	7	19	26	7
埴生	32	18	11	29	19
計	104	59	63	122	49

R3

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	80	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	16	21	5
埴生	24	16	10	26	17
計	113	51	57	108	44

R4

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	81	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	14	19	5
埴生	25	16	10	26	16
計	115	51	55	106	43

R5

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	81	13	6	19	18
高泊	6	13	27	40	4
梶	3	5	14	19	4
埴生	18	16	7	23	16
計	108	47	54	101	42

R6

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	43	13	6	19	18
高泊	6	13	27	40	4
梶	3	5	12	17	4
埴生	16	15	8	23	15
計	68	46	53	99	41

県事業負担金(令和2～令和6年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
海岸保全施設整備事業(高潮対策)	松屋埴生	6,732,000	7,500,000	13,600,000	5,801,600	4,500,000
〃	黒崎開作	12,768,000	7,500,000	9,842,600	5,800,000	4,920,000
農村地域防災減災事業(ため池)	洗川	15,111,600	8,880,000	2,850,000		
農地耕作条件改善事業(ほ場整備)	後潟上	2,000,000				
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上					
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東	2,222,280	3,866,760	4,355,640	5,686,680	1,599,960
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	郡・川東		2,000,000	2,145,000	5,400,000	3,600,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業 (排水機場)	沖開作		2,500,000	2,250,000	12,500,000	34,200,000
農村地域防災減災事業(堰)	石井手	1,824,000	6,240,000	13,920,000	4,800,000	2,126,400
農村地域防災減災事業(ため池)	沖部下					1,570,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業 (排水機場)	古開作					1,375,000
合計		40,657,880	38,486,760	48,963,240	39,988,280	53,891,360

42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	計	備考
費 目							
土木管理費	11,499,888	13,439,939	7,233,930	8,999,760	3,723,720	44,897,237	
道路橋りょう費	10,920,168	8,824,035	9,847,726	14,381,400	7,800,100	51,773,429	
河川費	2,047,650	2,633,070	9,462,860	16,528,211	15,372,140	46,043,931	
港湾費	25,576,760	34,099,450	55,516,340	81,749,580	86,945,430	283,887,560	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	17,105,477	15,376,197	15,353,586	15,506,740	15,928,389	79,270,389	
計	67,149,943	74,372,691	97,414,442	137,165,691	129,769,779	505,872,546	

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)		(円)				
県事業負担金	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	金額	17,886,328	3,999,913	1,193,940	17,574,950	13,119,930

43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和6年度(R5.10.1～R6.9.30)	714,780	135,782

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

小規模土地改良事業（令和2年～令和6年度）実績

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	10	13	11	14	11
実施件数	10	11	13	11	12
継続事業	3	3	3	2	4
取下げ	0	1	0	4	1
工事費(円)	10,798,700	12,287,000	12,119,019	14,633,600	14,261,260
補助金額(円)	8,444,000	8,337,000	8,217,000	9,906,000	9,978,000
地元負担額(円)	2,354,700	3,950,000	3,902,019	4,727,600	4,283,260
繰越件数	16	22	20	21	22

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	年度末待機件数	工事額(円)	助成額(円)
R2	46件	57件	34件	27,466,575	19,385,000
R3	54件	58件	52件	41,697,370	29,064,000
R4	47件	60件	46件	36,775,050	25,581,000
R5	42件	60件	42件	39,735,470	27,673,000
R6	38件	46件	32件	36,187,763	25,299,000

46 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
戸 数 計	1,454	1,454	1,443	1,425	1,424

水洗化実施数

(単位:戸)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸
山陽地区 273戸

47 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 納 額	170,567,400	160,642,500	155,325,200	153,771,600	149,789,300
滞 納 額	18,695,747	19,474,247	21,032,847	22,486,347	26,254,047

48 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和6年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも令和6年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」＜「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和7年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	0	1	8	38
2 赤崎	1	1	0	5
3 古開作第二	2	3	8	70
4 古開作	0	0	3	47
5 古開作第一			0	9
6 港	2	1	3	13
7 叶松	0	0	6	110
8 南中川第二			0	11
9 南中川山手	0	0	1	2
10 神帆	23	3	3	7
11 平原	3	1	1	51
12 有帆	0	0	6	83
小野田地区計	31	10	39	446
13 西善寺	0	0	1	13
14 成松	0	0	0	3
15 萩原	9	0	4	54
16 南萩原	1	0	1	17
17 石丸	0	0	0	18
18 厚陽	0	0	2	22
19 大河内	0	0	1	25
20 漁民アパート			1	16
21 大喜園			0	4
22 吉田地			0	8
23 前場	1	1	1	4
山陽地区計	11	1	11	184
市合計	42	11	50	630

49. 有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)

(人)・(円)

有料公園施設名称		R2	R3	R4	R5	R6
浜河内緑地庭球場	利用人数 収入額	1,394 230,400	1,758 293,500	2,109 323,950	1,602 274,800	1,973 267,200
須恵健康公園庭球場	利用人数 収入額	3,264 354,650	3,971 537,750	4,160 472,400	4,533 577,350	6,366 752,800
東沖緑地庭球場	利用人数 収入額	1,884 237,450	2,328 266,750	2,850 320,400	2,274 230,700	1,994 192,050
江汐公園庭球場	利用人数 収入額	4,693 1,301,070	5,951 1,552,110	6,189 1,594,180	6,690 1,581,440	5,505 1,515,520
須恵コミュニティ体育館	利用人数 収入額	5,187 544,200	6,830 574,600	6,940 560,350	7,717 626,750	8,641 642,950
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数 収入額	26,667 11,420,520	30,817 13,010,810	34,960 15,248,860	23,894 10,816,710	20,610 8,699,540
竜王山公園多目的施設研修室	利用人数 収入額	0	0	0	0	43 4,340
江汐公園キャンプ場	利用人数 収入額	1,048 231,970	1,701 374,940	1,550 353,020	1,300 298,290	760 195,240
江汐公園講義室	利用人数 収入額	447 30,510	1,041 54,550	1,256 68,360	1,497 83,610	1,702 98,310

50. 公園維持管理料委託料(5年間)		(円)				
公園管理委託料	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	金額	11,669,294	12,281,984	11,760,655	11,159,048	10,935,718

51 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
令和2年度	645,352,327	120,943,448	766,295,775	529,123,950	118,565,624	647,689,574	116,228,377	2,377,824	118,606,201	81.99	98.03	84.52
令和3年度	663,365,072	118,175,550	781,540,622	544,734,996	113,699,495	658,434,491	118,630,076	4,476,055	123,106,131	82.12	96.21	84.25
令和4年度	664,997,454	123,106,131	788,103,585	546,265,600	118,803,334	665,068,934	118,731,854	3,658,279	122,390,133	82.15	96.50	84.39
令和5年度	669,135,063	122,390,133	791,525,196	547,217,855	118,766,499	665,984,354	121,917,208	3,035,576	124,952,784	81.78	97.04	84.14
令和6年度	671,350,331	124,909,485	796,259,816	549,769,996	121,835,556	671,605,552	121,580,335	2,912,331	124,492,666	81.89	97.54	84.35

52. 港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)(土木課)

年度	使用者	使用料 (円)	面積 (㎡)	備 考
R 2	7 社	15, 088, 120	10, 123	
R 3	7 社	15, 088, 120	10, 123	
R 4	7 社	15, 088, 120	10, 123	
R 5	7 社	15, 040, 540	10, 123	
R 6	6 社	15, 113, 800	10, 123	

共英製鋼株式会社
 富士商株式会社
 共立株式会社
 ソフトバンク株式会社
 中国電力ネットワーク株式会社
 株式会社エネコム

53 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)
(一般住宅リフォーム)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数(件)	170	180	177
助成金額(円)	9,830,000	9,950,000	9,910,000

54 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耐震診断補助	7	8	11
耐震改修補助	1	1	1

55 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和4年度	8	36,897
令和5年度	7	28,739
令和6年度	7	30,021

56 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	本山	1,779,657	2,419,120	3,615,687	3,065,317	1,676,565
2	赤崎	19,800	287,100	44,000	186,780	405,988
3	古開作第二	4,324,561	3,798,664	5,367,951	4,194,604	9,255,879
4	古開作	1,081,432	1,227,710	661,870	6,369,008	3,580,066
5	古開作第一	0	38,500	0	0	0
6	港	1,404,647	1,129,818	1,174,140	1,013,650	1,442,773
7	叶松	962,390	818,763	549,714	1,203,722	2,488,926
8	南中川第二	0	0	0	0	0
9	南中川山手	133,430	0	157,740	350,088	127,270
10	神帆	1,287,657	856,180	2,237,180	2,909,170	2,302,459
11	平原	569,578	1,036,743	525,800	737,249	1,117,490
12	有帆	1,552,914	1,407,560	685,421	696,894	549,230
13	西善寺	345,730	173,734	0	374,260	123,310
14	成松	96,800	10,186	1,234,640	270,600	112,310
15	萩原	3,352,101	1,134,390	1,263,119	2,365,880	2,665,735
16	南萩原	542,300	1,005,455	1,252,570	2,008,281	1,439,667
17	石丸	1,050,588	62,892	46,200	26,250	168,399
18	厚陽	59,840	243,870	158,400	324,709	387,860
19	大河内	1,749,654	1,146,706	772,134	2,219,658	743,633
20	漁民アパート	27,500	0	136,199	0	253,814
21	大喜園	49,500	36,300	0	38,500	0
22	吉田地	253,000	0	0	0	0
23	前場	1,536,590	727,320	2,045,021	587,840	1,346,070
	その他	0	20,075	0	25,377	27,850
	合 計	22,179,669	17,581,086	21,927,786	28,967,837	30,215,294

No.57 農林水産課 有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		R2	R3	R4	R5	R6
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	392 (78)	617 (139)	380 (95)	358 (99)	387 (106)
	シカ	85 (6)	28 (3)	24 (1)	44 (3)	28 (3)
	サル	0	0	1 1	1 (1)	2 (2)
	ヌートリア	—	—	24 (24)	23 (23)	4 (4)

No.58 農林水産課 有害鳥獣防護柵補助件数及び補助金額

年度	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数(件)	20	21	9	15	26
補助金額(円)	1,449,770	1,017,710	243,340	689,290	1,407,380

５９．令和６年度一般会計における修繕料（５０万円以上）

（単位：円）

所属	款-項-目	節-細節	場所	修繕内容	金額
総務課	2-1-1	10-6 修繕料	山陽小野田市役所	本館２階窓ガラス修繕	576,950
総務課	2-1-1	10-6 修繕料	山陽小野田市役所	別館１階空調機器修繕	974,710
財政課	2-1-8	10-6 修繕料	マイクロバス	マイクロバス修繕	755,000
市民活動推進課	2-1-23	10-6 修繕料	地域交流センター (高千帆、高千帆分館、須恵、有帆)	地域交流センター消防用設備取替修繕	929,500
文化スポーツ推進課	2-1-29	10-6 修繕料	山陽小野田市民プール	市民プール循環浄化装置修繕	4,290,000
地域活性化室	2-1-30	10-6 修繕料	厚狭地区複合施設	厚狭複合施設 東壁面 クラック部注入	517,000
環境課	4-1-3	10-6 修繕料	山陽小野田市斎場	令和６年度山陽小野田市斎場火葬炉設備修繕	6,105,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	し尿圧送ポンプＡ号機インバータ修繕	957,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	高圧気中負荷開閉器更新	935,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	電気チェーンブロック３号機更新	1,650,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	夾雑物除去装置分解整備	4,906,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	空気溶解機分解整備	6,369,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	真空ポンプ分解整備	948,200
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	軸流攪拌機Ｂ号機修繕	3,575,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	過電流継電器、変流器、変圧器他更新	638,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	チリングユニット分解整備	3,850,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機Ａ号機分解整備	2,420,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ４月	2,410,100
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ４月	2,681,800
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ５月	1,938,200
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ６月	3,774,100
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ７月	775,500
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道談合道久保線	市道談合道久保線道路補修	935,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ８月	4,600,200
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ８月	4,340,600
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 ９月	1,530,100
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 １０月	980,100
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修 １２月	1,279,300
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道上石井手線	市道上石井手線安全施設補修	635,800
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作第二団地	古開作第二団地Ｈ－２棟水道メーター取替え	2,266,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	南萩原団地、港団地	南萩原団地３棟及び港団地Ａ棟 水道メーター取替え	1,227,600
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	萩原団地	萩原１号棟 かご用ブリー組品等取替え	1,100,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作第二団地	定水位弁交換【古開作第二団地受水槽】	520,300
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作団地	古開作団地Ｄ棟 集中検針盤及び水道メーター取替え	1,853,500
教育総務課	10-2-1	10-6 修繕料	赤崎小学校	赤崎小学校屋内消火栓系統配管漏水修理	719,400
教育総務課	10-2-1	10-6 修繕料	厚陽小・中学校	厚陽小、中学校空調機修繕	852,500
教育総務課	10-3-1	10-6 修繕料	高千帆中学校	高千帆中学校体育館排煙オペレーター修繕	901,340
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	厨房機器点検整備業務	1,237,500
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	厨房機器蒸気配管修繕	844,800
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	シューズ殺菌庫オゾンランプ取替業務	918,500
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	厨房機器点検整備業務	902,000
総計					79,620,600

60. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

所属名	イベント名等	委託先	委託料 (単位:円)
文化スポーツ推進課	かるた教室等開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	465,000
	パラサイクリングのまちPR事業業務委託料	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	500,000
	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	アウトリーチ事業「コスベルJDEスマイルナイトVOL.3」音響照明業務委託料	河村 広大	89,096
	「山響サマーコンサート」公演業務委託料	山口県交響楽団	400,000
	「子ども文化ふれあい事業」公演業務委託料	F.U.編In.c.	1,980,000
	「山口県警察音楽隊ふれ愛コンサート2024」公演業務委託料	上利 優三	33,000
	「山口県警察音楽隊ふれ愛コンサート2024」公演業務委託料	児林 美登里	33,000
	「立川志らく・立川談笑二人会」公演業務委託料	株式会社 ナカツボ	2,090,000
	「佐世保音楽隊ファミリーコンサート2024」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	40,700
	「山口県警察音楽隊ふれ愛コンサート2024」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	38,500
	「立川志らく・立川談笑二人会」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	51,700
	「山響サマーコンサート」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	27,500
	市民ふれあいスポーツ大会開催業務委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	180,000
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	219,778
	市民文化祭会場設営業務委託料	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	51,129
	「佐世保音楽隊ファミリーコンサート2024」舞台業務委託料	株式会社 FM山陽小野田	38,500
	「ピアノマラソン大会」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	99,000
	「子ども文化ふれあい事業」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	66,000
	「佐世保音楽隊ファミリーコンサート2024」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	298,100
	「アニソンファンタジックコンサート」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	66,000
	「山口県警察音楽隊ふれ愛コンサート2024」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	270,600
	「第18回山陽小野田少年少女合唱祭」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	154,000
	「立川志らく・立川談笑二人会」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	66,000
	「山響サマーコンサート」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	15,000
	「佐世保音楽隊ファミリーコンサート2024」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	16,000
	「アニソンファンタジックコンサート」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	15,000
「ピアノマラソン大会」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	54,000	
「山口県警察音楽隊ふれ愛コンサート2024」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	17,000	
「第18回山陽小野田少年少女合唱祭」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	13,000	
「立川志らく・立川談笑二人会」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	17,000	
「子ども文化ふれあい事業」送迎業務委託料	株式会社船鉾観光旅行社	930,928	
総計			8,935,531

6 1 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
厚陽地域交流センター用地	市民活動推進課
漁民アパート	農林水産課
小野田駅第1駐輪場(駅西側)	都市計画課
南中川駅駐輪場	都市計画課
小野田港駅第1駐輪場(駅舎北側)	都市計画課
雀田駅駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課

＊契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。

土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1 0 6 6 番 1
1 0 6 6 番 3
1 0 5 8 番 4

(2) 地 目 宅 地

(3) 地 積 1,090 m²

(賃貸借の期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第3条 物件の賃貸借料は、223,894 円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第4条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第8条 この契約に要する費用（印紙税を除く。）については、乙の負担とする。

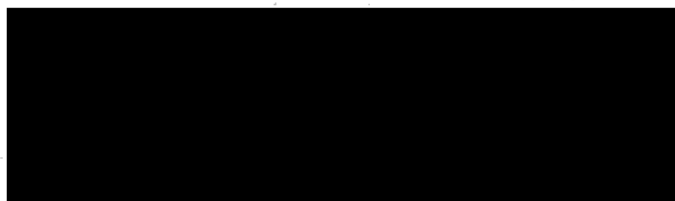
(定めのない事項)

第9条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和6年4月1日

甲



乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と貸受人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「本土地」という。) を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m ²	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m ²	

(本土地の用途)

第2条 乙は、本土地を厚陽地域交流センターの用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 本土地の貸付期間 (以下「貸付期間」とする。) は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

(貸付料)

第4条 本土地の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、1年につき金240,789円とする。

(貸付料の支払)

第5条 甲は、契約を締結した日の月末までに乙に請求し、乙は請求があった日から30日以内に甲に支払うものとする。

(本土地の維持管理)

第6号 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

(本土地の用途変更)

第7号 乙は、第2条に規定する本土地の用途 (以下「用途」という。) の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする

(本土地の転貸等)

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡しはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(本土地の現状変更)

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

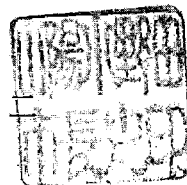
令和6年4月1日

甲



乙 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946 番 4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,753.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額592,665円 (概算額米価により算定した額) とする。但し、この賃借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を令和6年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、概算額米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を

解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

賃貸人(甲)



賃借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長

藤 田 剛



NK 管理番号 049242
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

物件の表示

所在地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1
（山陽本線 小野田駅構内 488K730M 付近（左））
数量 土地 370.12 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-1 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

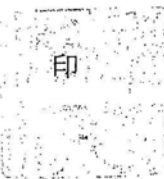
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏 名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏 名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



NK 管理番号 049243
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

（契約物件の表示）

所在地 山口県山陽小野田市中川二丁目 6645 番 1
（小野田線 南中川駅構内 8K220M 付近（右））
数 量 土地 89.84 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-2 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

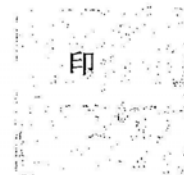
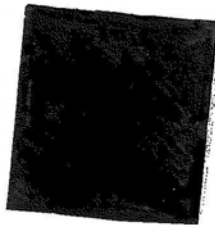
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏 名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏 名 山陽小野田市 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

〔契約物件の表示〕

所在地 山口県山陽小野田市北竜王町 6289 番 6
（小野田線 小野田港駅構内 6K450M 付近（左））
数 量 土地 48.04 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-3 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

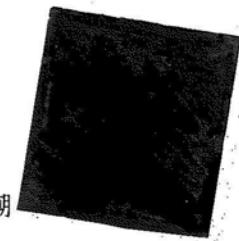
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月6日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏 名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 蔵原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏 名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



NK 管理番号 049245
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

〔契約物件の表示〕

所在地 山口県山陽小野田市大字小野田 3817 番 1
（小野田線 雀田駅構内 4K470M 付近（左））
数量 土地 9.97 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-4 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

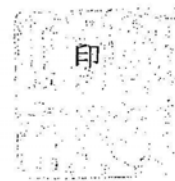
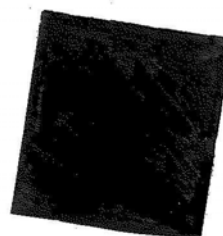
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



61 借地に建てられている公共施設の名称及び当該公共施設が借地権の権原を有することを証する契約書

借地に建てられている市営住宅と借地契約の状況

○漁民アパート・・・市営住宅敷地以外の借地もあり、農林水産課が一括契約している。

○大喜園団地

別添資料61-1 契約書写し

○厚陽団地入居者用駐車場用地

別添資料61-2 契約書写し



土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。

この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

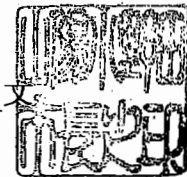
賃貸人 住所
氏 名



賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白 井 博





土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約において、賃貸人[REDACTED]の死亡により相続人[REDACTED]が当該土地所有者となったため、土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を「[REDACTED]」から「[REDACTED]」に変更し、賃借人を「山陽小野田市長 白井博文」から「山陽小野田市長 藤田剛二」に変更する。

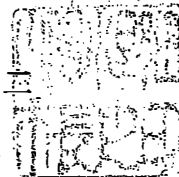
第2条 第7条第3項中「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」を「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったとき、又は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、その他賃借人の予算の都合等のやむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」に変更する。

以上を確認した証として、本書面を2通作成し、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、原契約書とともに各々1通を所持する。

平成30年4月17日

新賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を令和8年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

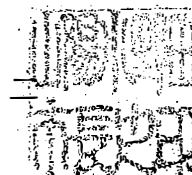
賃貸人 住所
氏名



賃借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1●30番

地 目 雑種地

地 積 452㎡ (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和7年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
 - (2) 本件土地の形質の変更
 - (3) 賃借権の譲渡又は転貸
- (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

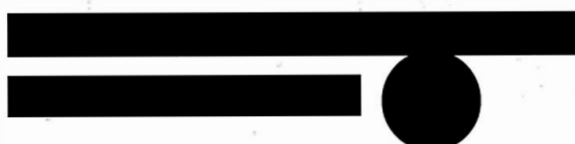
(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲(賃貸人)



乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛 二





土地賃貸借契約書

賃貸人[REDACTED]（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件土地」という。）を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番
地 目 学校用地
地 積 2,123㎡（実測）

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額273,430円（生産者米価により算定した額）とし、乙は令和7年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

（有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲(賃貸人)

[Redacted signature]

乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛二





土地賃貸借契約書

賃貸人[REDACTED]（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件土地」という。）を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番
地目 雑種地
地積 1,581㎡（実測）

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額203,620円（生産者米価により算定した額）とし、乙は令和7年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

（有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲（賃貸人）



乙（賃借人）

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二